主要水産物市場における輸入管理制度

欧州連合、アメリカ合衆国、日本、大韓民国の主要データ要素の比較調査研究

2025年4月

ENVIRONMENTAL JUSTICE FOUNDATION
Protecting People and Planet

OCEANA

The Nature Conservancy

Pew

WWF

目次

頭字語および略称・略語 2

1. 概要 3

2. はじめに 7

3. 主要水産物市場国における現行の輸入管理制度の概要 9

3.1 欧州連合 9

3.2 アメリカ合衆国 11

3.3 日本 13

3.4 大韓民国 15

4. 推奨されるベストプラクティス 16

4.1 主要データ要素（KDE） 16

4.2 対象範囲および運用のベストプラクティス 20

5. KDE比較分析の結果 21

5.1 EUのKDEについての分析 23

5.2 米国のKDEについての分析 23

5.3 日本のKDEについての分析 24

5.4 韓国のKDEについての分析 25

5.5 世界のKDEの整合性：EU、米国、日本、韓国 25

6. 提言 27

附属書 29

頭字語および略称・略語

ASFIS	水圏科学および漁業に関する情報システム
CATCH	漁獲証明書のための欧州委員会のITシステム
CCAMLR	南極の海洋生物資源の保存に関する委員会
CC	漁獲証明書
CCS	漁獲証明制度
CCSBT	みなみまぐろ保存委員会
CDS	漁獲記録制度
CMM	保全管理措置
eBCD	大西洋くろまぐろの電子漁獲証明書
EEZ	排他的経済水域
EM	電子モニタリング
EU	欧州連合
EUのIUU漁業規則	2008年9月29日採択「違法・無報告・無規制漁業を防止、抑止及び廃絶するための欧州共同体システムを確立する欧州連合理事会（EU）規則（EC）第1005／2008号」（OJ L 286, 29. 10.2008）
FAO	国連食糧農業機関
ICCAT	大西洋まぐろ類保存国際委員会
ICS	輸入管理制度
IFTP	国際水産貿易に関する許可
IMO	国際海事機関
ISO	国際標準化機構
IOTC	インド洋まぐろ類委員会
IRCS	国際呼出符号
IUU	違法・無報告・無規制漁業
KDE	主要データ要素
MOF	韓国海洋水産部
NMFS	米国海洋漁業局（非公式にはNOAA Fisheriesと称する）
NOAA	米国海洋大気庁
RFMO	地域漁業管理機関
SIMP	水産物輸入監視制度
STS	水産物トレーサビリティシステム
US	アメリカ合衆国
UNCLOS	国連海洋法条約
UVI	固有の船舶識別子
VGCDS	FAOによる漁獲証明制度のための自主的ガイドライン

1. 概要

Environmental Justice Foundation（EJF）、Oceana、The Nature Conservancy（TNC）、The Pew Charitable Trusts（ピュー財団）およびWWF（世界自然保護基金）が連携するEU IUU連合（EU IUU Fishing Coalition）は、野心的かつ整合的な輸入管理制度の導入と施行などを通じて、世界の漁業のガバナンスおよび透明性を向上し、違法・無報告・無規制漁業（IUU漁業）を阻止するための取り組みを進めている。

水産物の輸入を監視し、IUU漁業を阻止するために、一部の市場国および地域漁業管理機関（RFMO）では、輸入管理制度が導入されている。このような輸入管理は、サプライチェーン全体を通して積み荷についての情報を記録する漁獲記録制度（CDS）という形をとることが多い。

輸入水産物がどこでどのように漁獲されたものなのかを把握するためには、強力な輸入管理が不可欠である。これは、非常に大量の水産物を輸入する世界の水産物輸入上位国について特に言えることである。本調査は、2020年以降の世界の水産物および水産製品輸入総額の約60%を占める[1]、4つの主要市場国、すなわち、欧州連合（EU）、アメリカ合衆国（米国）、日本、大韓民国（韓国）における現行制度を分析するものである。**本調査でEU IUU連合は、強力なベースラインを達成するための基本と考えられる17項目の主要データ要素（KDE）を示している。**これらは、業界全体のベストプラクティスや既存の文献に基づいて選ばれたものとなっている。これらのKDEには、船籍、生産水域、国際海事機関（IMO）番号、漁業許可、転載申告、水揚げ港、漁法などについてのデータが含まれている。KDEの説明の後、既存の輸入管理制度のデータ要件を比較分析し、結論および提言を提示する。**本レポートは、EU IUU連合が2020年に発表した、当時EU、米国、また、日本が加盟しているRFMOで施行されていた輸入管理制度についての比較分析レポートの改訂版である[2]。今回は対象を拡大して、日本と韓国で新設された輸入管理制度も含めている[3]。また、今回の分析では、英国で現在施行されている輸入管理についても、簡易的ではあるが検討している。**

漁獲記録制度のために推奨される 17 項目の主要データ要素（KDE）をまとめた表

	主要データ要素（KDE）
「誰が」	船名
	固有の船舶識別子（特にIMO番号）
	船籍
	国際呼出符号（IRCS）
	輸出者または再輸出者の情報
	輸入事業者の識別情報
「何を」	水産製品の種別
	生物種名ーASFISコード
	推定生重量（kg）
	加工重量（kg）
	転載：海上での転載の申告および許可、IMO番号、船長の情報
「いつ」	漁獲日
「どこで」	生産水域（EEZと公海を明確に区別することが望ましい）
	漁業許可
	水揚げ港
	加工地
「どのように」	漁具の種類または漁法

1 AO (2022).The State of the World Fisheries and Aquaculture (SOFIA) 2022.（参照先）：https://www.fao.org/documents/card/en?details=cc0461en. p.94-95.（2024年5月1日アクセス）

2 2020年のレポート発表時点では、日本は加盟しているRFMO規制を遵守する目的から、当該RFMOの管理対象魚種についてのみ輸入管理を実施していた。

3 EJF, Oceana, The Nature Conservancy, The Pew Charitable Trusts and WWF.(2020).A comparative study of key data elements in import control schemes aimed at tackling illegal, unreported and unregulated fishing in the top three seafood markets: the European Union, the United States and Japan.（参照先）：https://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2020/11/CDS-2020-report-EN-WEB-Nov-2020.pdf.（2024年5月10日アクセス）

2008年に、EUはEUのIUU漁業規則を採択して、片務的な漁獲証明制度（EU Catch Certification Scheme）を導入した[4]。この制度は、EU非加盟国との取引によりEU市場に流入するすべての野生海産魚（一部の例外を除く）[5]を対象としている。米国では2016年に、水産物輸入監視制度（SIMP）という独自の輸入管理制度を導入した。これは、IUU漁業および水産物偽装のリスクが特に高いとして指定された13種類の水産物を対象としている[6]。2022年12月に、日本は、EUの漁獲証明制度をベースにした漁獲記録制度[7]の運用を開始した。現在では、輸入イカ、サンマ、サバおよびマイワシが対象となっている[8]。韓国では、海洋水産部（MOF）が2017年に、3魚種、すなわち、bobo croaker、longneck croaker（主に西アフリカで漁獲され、いずれも韓国では重要な食用魚であるニベ科の魚）およびサンマを対象として独自の漁獲記録制度を採用した[9]。独自の片務的制度の導入を検討する市場国が増加しているので（代表的な例はオーストラリア[10]）、既存制度間の包括性と整合性を評価すべき重要な時期になっている。

EU、米国、日本、韓国の要件を17項目の推奨KDEと比較すると[11]、EUは、17項目のKDEのうち、14項目（82%）についての情報を現在要求している。EUでは、EUのIUU漁業規則の改正により、2026年1月10日以降、これら17項目のKDEすべて（100%）の情報が要求されるようになる予定である。米国は、17項目のKDEのうち、現在は12項目（71%）の情報を要求している。米国で要求されていない2項目は、「国際呼出符号（IRCS）」および「推定生重量」の情報である。さらに、「IMO番号」、「転載情報」、「漁業許可」の3項目については、強化が必要であり、現状ではEU IUU連合の求める水準を満たしていない。日本は、17項目の推奨KDEのうち、現在は12項目（76%）の情報を要求している。「水揚げ港」については要求しておらず、「IMO番号」、「ICRS」、「魚種名」の3項目については強化が必要である。2024年10月現在、韓国は、20トンを超える漁船で漁獲され輸入されたサンマ、bobo croakerおよびlongneck croakerを対象とする漁獲記録制度において、17項目すべて（100%）を要求している[12]。

前回のレポートが発表されてから現在までの間に、調査対象となっている市場国では、より強力な片務的制度を制定しようとする動きが拡大している。EU、日本、韓国の漁業記録制度について、顕著な改善が見られたものの、EU IUU連合は、EU、米国、日本、韓国の制度の間で、より多くのKDEについてさらに整合性を高めることが可能であると考えており、これができれば、異なる制度間での情報共有およびデータ検証を促進できるだろう[13]。

標準化および整合化の欠如は、各国の制度が連携して世界の海の状況を変えようとする力を根本から弱めるということに留意することが重要である。この問題に対処するために、EU IUU連合は、17項目のKDEの他にも、各国の制度が取り入れるべき5項目の運用のベストプラクティスを示している。現状では、既存制度間で対象魚種およびリスク評価に大きな相違があり、このままでは、抜け穴が放置される、リスクの高い水産物輸入のチェックが見落とされる、といったおそれがある。市場国は、全魚種への対象拡大をできるだけ早く目指す輸入管理を導入するべきである。さらに、効率を大幅に改善するために、たとえば、EUのCATCH ITシステム[14]のような電子システムを採用するべきである。また、検証のための独立した監視手段として、電子モニタリング（EM）などを活用するべきである[15]。最後に、市場国は、IUU漁業由来であるリスクが高い水産物ほど証拠提示の要件を厳しくするなど、より強力なリスク評価基準を適用するべきである。

なお、各国が片務的な制度を、相互に足並みのそろっていない状態で乱立させるリスクがある。このような状態になると、関係者間でも各漁業記録制度の要件についての理解が不十分になる可能性がある。制度設計上の欠陥や抜け穴が見過ごされ、今後新たに制定される漁獲記録制度でも同じ欠陥が繰り返される可能性がある。

4 Council Regulation (EC) No. 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing (OJ L 286, 29. 10.2008).

5 ただし、海で漁獲されない魚種（淡水魚など）に由来する製品、または保全管理措置や対EU貿易という観点から重要性が低いといった理由により、EUのIUU漁業規則の適用対象外とされている特定の水産製品が一部存在する。EUのIUU漁業規則の対象外となっている水産物および水産製品の一覧は、附属書1を参照されたい。

6 SIMPの詳細情報：https://www.fisheries.noaa.gov/international/international-affairs/seafood-import-monitoring-program.（2024年5月10日アクセス）

7 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）詳細情報：https://www.jfa.maff.go.jp/220614.html.（2024年2月22日アクセス）

8 TECHNICAL NOTE on Class II Aquatic Animals and Plants Ver 2.0 https://www.jfa.maff.go.jp/attach/pdf/220614-3.pdf.（2024年2月22日アクセス）

9 同上

10 詳細情報およびその他の関連文書はオーストラリア農林水産省のウェブサイトで閲覧可能：https://haveyoursay.agriculture.gov.au/iuu-seafood-imports.（2024年5月1日アクセス）

11 同上

12 Korea Distant Water Fisheries Development Act Article 14, Enforcement Rule Article 23.1(3) https://law.go.kr/lsLinkCommonInfo.do?lspttninfSeq=78979&chrClsCd=010202.（2024年10月25日アクセス）

13 2020年10月更新。

14 2026年1月9日以降、EUの輸入事業者は、EU市場に輸入される水産物の漁獲証明書を提出する際には、ITツール「CATCH」を使用しなければならない。CATCHは、デジタルでペーパーレスのワークフローを提供することにより、行政手続きの簡素化と迅速化を目指すものである。CATCHにより、提出された書類等の確認、リスク管理、検証、管理の遂行に必要な情報、データおよび文書について、コンピューターでの提出、処理、保管、管理、やり取りなどを実現するものである。詳細情報：https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/fisheries/rules/enforcing-rules/control-regulation_en.（2024年5月1日アクセス）

15 「電子モニタリング（EM）」とは、船上に搭載されたビデオカメラ、センサ、GPSを利用することである。漁業の透明性向上に不可欠なツールであり、世界中の大規模漁業に変革をもたらすものである。詳細情報：https://www.nature.org/en-us/what-we-do/our-priorities/provide-food-and-water-sustainably/food-and-water-stories/fishing-for-better-data/.（2024年2月24日アクセス）

複数国の市場に水産物や水産製品を売る漁業者やサプライチェーンの関係者にとっては、異なるいくつもの片務的制度に対応するためには、コストがかなりのものになる可能性がある。EU IUU連合が漁獲証明書に入れることを提唱している17項目のKDEと運用のベストプラクティスを採用すれば、市場国は互いの制度を整合させ、検証を強化し、IUU漁業由来の水産物が世界の市場に到達するルートを排除することができる。さらに、地域漁業管理機関（RFMO）が管理する魚種については、各国が各RFMOの規則に対応した法的拘束力のある漁獲記録制度を採用することを推奨する。各国の制度間で整合性のある仕組みにするためには、これが最も効率的な方法だからである。

© Oceana | Marta Carreras

2. はじめに

違法・無報告・無規制（IUU）漁業とは、国内法令、地域漁業管理機関（RFMO）の保全管理措置、さらに、場合によっては国際法に違反する漁業活動である。例として、有効な漁業許可のない操業、漁獲データの虚偽報告、漁船の識別情報または行程の偽装または隠蔽、検査官または執行官の業務の妨害などがある。IUU漁業は世界中の多くの漁場で広く行われており、国家による水産物輸入管理体制が脆弱であればあるほど、違法な魚類や水産物が市場に流入する可能性が高いことが明らかになっている[16]。具体的には、漁獲時点から最終仕向地到着時点までのバリューチェーンにおける重要な各段階が脆弱になりやすい。

IUU漁業に由来する水産物の市場への流入防止を目的として、輸入管理制度（ICS）と呼ばれるトレーサビリティシステムが過去10年ほどの間に整備されてきており、加工・流通過程の管理における非効率や不備に対応している。さらに、輸入管理制度に組み込まれている漁獲証明書（CC）は、報告および記録管理に使用できる。漁獲証明書は、漁獲、水揚げ、輸送および加工から最終市場まで、水産物および水産製品を追跡するために役立つツールである。

IUU漁業を撲滅するための主要な貿易関連の措置は、「貿易制限措置」と「漁獲証明制度（CCS）」という異なる2つのカテゴリーに分けられる。貿易制限措置は「貿易制裁」と呼ばれる場合もあり、単独または複数の市場国によって制定される。漁獲記録制度（CDS）は、漁獲証明制度の特定の形態である。

輸入管理制度には、市場国が個別に導入する片務的なものと、地域漁業管理機関（RFMO）レベルで実施する多国間のものがある。既存の3つの主要な片務的輸入管理制度[17]として、EUのIUU漁業規則およびそれに組み込まれた漁獲記録制度（EU CCSともいう）、米国の水産物輸入監視制度（SIMP）[18]、「日本の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）」（2022年施行）がある[19]。さらに、韓国の遠洋産業発展法[20]に基づく漁獲記録制度が、2024年10月に拡大され、輸入されたサンマ、bobo croaker、longneck croakerについて、より包括的な記録（主要データ要素）の要件が含まれるようになった[21]。RFMOによる多国間の輸入管理制度は、所定の漁場でどのように資源が漁獲され、どういった条件を満たせば国際取引が認められるのかを規定している。RFMOが管轄する海域の資源を漁獲、加工または取引に従事するすべての事業者が、そのRFMOが定める輸入管理制度を遵守しなければならない。

© WWF | Brian J. Skerry

16 Hosch, G. & Blaha, F.(2017).Seafood traceability for fisheries compliance:Country-level support for the effective implementation of catch documentation schemes.FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper No. 619.Rome, FAO.102 pp..

17 単一の国または複数国からなる国家連合（欧州連合など）によって規定され、その国または国家連合の市場に流入する漁獲を規制および追跡する輸入管理制度。

18 米国の水産物輸入監視制度（SIMP）の詳細情報：https://www.fisheries.noaa.gov/international/international-affairs/seafood-import-monitoring-program.（2024年10月2日アクセス）

19 日本の水産流通適正化法に関する詳細情報：https://www.jfa.maff.go.jp/220614.html.（2024年5月1日アクセス）

20 韓国の遠洋産業発展法（英語版）：https://law.go.kr/engLsSc.do?menuId=1&subMenuId=21&tabMenuId=117&query=원양산업#.

21 ギリシャのアテネで開催されたOur Ocean Conference 2024（第9回私たちの海洋会議）において、当時、韓国海洋水産部遠洋水産課長であったコ・ギュンマンが韓国の既存の漁獲記録制度を拡大することを発表した。関係者からの情報によれば、これにより韓国の漁獲証明書に記載が求められるKDEの種類が増えることとなり、これは、本レポートでEU IUU連合が提言している内容に合致することが確認されている。詳細情報：The Ministry of Oceans and Fisheries Decree No. 697, October 25, 2024, Partially Revised. https://law.go.kr/lsBylInfoPLinkR.do?lsiSeq=266147&lsNm=%EC%9B%90%EC%96%91%EC%82%B0%EC%97%85%EB%B0%9C%EC%A0%84%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99&bylNo=0014&bylBrNo=02&bylClsCls=BF&bylEfYd=20241025&bylEfYdYn=Y.（2025年1月21日アクセス）

輸入管理制度は、漁船によって漁獲および水揚げされた水産物の合法性の確認に寄与するとともに、関連する国、地域の保全管理措置（CMM）および国際的なCMMに沿った方法で水産物が得られたことを保証するものである[22]。完全かつ検証可能なトレーサビリティを備えた輸入管理制度は、違法に漁獲された水産物の取引の削減に役立つことが実証されてきた[23]。

しかし、独自の制度を策定する国やRFMOが増加するにつれて、足並みが揃い協調した取り組みが現状では存在しないことが明らかになっている。そのため、将来的に貿易への負担が増加し、管理に一貫性がなくなり、情報の共有や相互参照ができなくなるのではないかという懸念が生じている。国連食糧農業機関（FAO）は、この状況を踏まえ、また、第31回FAO水産委員会（COFI［2014年6月9日～ 13日、ローマ］）からの要請に応じて、「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン（VGCDS）」を策定した。このガイドラインは、2017年7月の第40回FAO総会において正式に採択された[24]。

FAO による漁獲証明制度のための自主的ガイドライン(VGCDS)

FAOのVGCDSの附属書は、以下の主要情報要素を提案している。

- 固有かつ確実な証明書の識別情報。
- 漁獲および水揚げに関する情報（漁船または船団、魚種、生産水域、水揚げ情報など）。
- 海上または港内での転載に関する情報（提供船および受領船、水域、日付など）。
- 輸出水産製品の説明（製品の種類、重量など）、証明書の発行や認可を担当した機関の情報（連絡先詳細を含む）。
- 輸出者の身元情報および連絡先。
- 輸入者の身元情報および連絡先。
- 輸出および輸送の詳細。

VGCDSの附属書では、これらに加え、再輸出および加工に固有の主要情報要素も。

- 再輸出や加工前の原材料の漁獲証明書へのリンク。
- 輸入、再輸出、または加工された水産製品の説明。
- 再輸出または加工申告書を認可した発行官庁（連絡先を含む）。

WWFとInstitute of Food TechnologistsのGlobal Food Traceability Centerが主催し支援している国際的な企業間プラットフォームであるGlobal Dialogue on Seafood Traceability（GDST）は、2020年の初めに、相互運用可能な水産物トレーサビリティのためのGDST規格およびガイドライン1.0を制定した。これは、水産製品をその発生時点から販売時点までにわたって追跡するためのものである。2023年6月には最新版（第1.2版）が公開されている[25]。GDSTは重要なビジネスプラットフォームであり、業界の特に重要な小売業者、ブランド、サプライチェーン中の加工業者の多くをはじめ、60以上の加盟企業で構成されている。GDST規格を遵守した水産物サプライチェーン内で記録および伝達する必要がある最小限のデータ要素をGDST規格は定めている。これらは野生魚漁獲由来および水産養殖由来の水産製品の両方を対象としている。さらに、GDST規格は、相互運用可能なトレーサビリティシステム間でデータを共有するための技術的フォーマットと標準化された命名法をも規定している。GDST規格は、違法漁業や非倫理的な労働慣行を撲滅するための重要な前進である。また、GDST規格はマルチステークホルダー参画型の対話により常に進化しており、本レポートの分析とは全く独立した過程で策定されているにもかかわらず、本レポートに示された主要データ要素（KDE）とほとんど完全に整合している。

22 Report of the Expert Consultation on Catch Documentation Schemes, FAO Fisheries and Aquaculture Report No. 1120, July 2015.

23 Hosch, G. (2016). Trade Measures to Combat IUU Fishing: Comparative Analysis of Unilateral and Multilateral Approaches. Geneva: International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD).

24 FAO (2017). Voluntary Guidelines for Catch Documentation Schemes.（参照先）：https://www.fao.org/iuu-fishing/international-framework/voluntary-guidelines-for-catch-documentation-schemes/en/.（2024年5月10日アクセス）

25 GDST規格の詳細情報：https://thegdst.org/resources/standard/

3. 主要水産物市場国における現行の輸入管理制度の概要

3.1 欧州連合

EUは金額ベースで世界最大、製品重量ベースで世界第2位の水産物輸入市場である。2023年には、金額にして301億ユーロの漁獲および養殖水産物を輸入しており、主な品目は、さけ類、たら、えび、かつお・まぐろ類であった。このうち75%が野生海産魚であった。EUへの主な水産物供給国は（製品重量ベース）、ノルウェー、モロッコ、中国、英国、エクアドル、アイスランドである[26]。

EUは、EUのIUU漁業規則にしたがって漁獲証明制度を2008年に導入し、同制度は2010年1月に発効した[27]。EUの漁獲証明制度は、IUU漁業活動に由来する製品がEU市場に流入するのを確実に防ぐことを目的としている。この漁獲証明制度のもとでは、EU非加盟国からEU市場に流入するすべての野生海産魚（一部の例外を除く）[28]について、漁獲証明書の添付が義務付けられている[29]。EU漁船の漁獲（附属書に記載した製品を除く）についても、仕向地のEU非加盟国が要求した場合、輸出に先立って管轄のEU加盟国当局による漁獲証明書の認証が必要となる。

この制度は、EU非加盟国を旗国とする漁船によって漁獲され、EUに輸入されるすべての未加工水産物および水産加工品に適用される。輸入書類に記載する情報は、漁船の活動の責任者（漁船の船長など）、加工もしくは輸出の責任者、またはこれらの者の代理人が提供する。その後、旗国（船舶が登録されている国）の所轄官庁が当該情報を認証し、輸入される製品が国内漁業法、国際漁業法、加盟国のCMMおよび国際的なCMMを遵守して漁獲されたものであることが証明されなければならない。EUへの輸入時点において、漁獲証明書の添付された水産物および水産製品が合法的なものであることを、加盟国は、リスクベースアプローチに従って確認する必要がある。

EU IUU連合は、EUのIUU漁業規則第12条第4項および第20条第4項に基づいて、漁獲証明プロセスのデジタル化を以前から提唱してきた[30]。2019年5月に欧州委員会は、使用が任意の漁獲証明書のための新しいITシステム（CATCH）の始動を発表した[31]。本レポートの執筆時点で、このシステムは、EU加盟国および加盟国内の事業者によって自主的に使用されているが、2024年1月に発効したEUのIUU漁業規則の改正に伴って、2026年1月からCATCHの利用は法的に義務化される予定である[32]。CATCHの目的は、EU加盟国が利用できる単一のデータベースを提供し、輸入書類の管理をリアルタイムで監視できるようにすることである。利用が義務化されたCATCHの最初のバージョンは、漁獲証明書、加工報告書および輸入申告書を対象とする。CATCHは、紙ベースの手続きにおける不正や悪用が疑われる事例を加盟国が検知するのに役立つはずであり、輸入管理当局の負担を軽減することによって、EU加盟国の国境での管理業務が簡素化および迅速化されることが期待される。また、このシステムは、ある地点でEUへの輸入を拒否された水産物が確実に別の地点からもEUに流入できないようにすることで、EU市場からIUU水産物を排除しようとするEU加盟国それぞれの取り組みの間での公正性と一貫性を高めることも意図している。

26 European Market Observatory for Fisheries and Aquaculture. (2024) The EU Fish Market 2024 Edition.（参照先）：https://eumofa.eu/market-analysis.（2024年12月13日アクセス）

27 Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing.（参照先）：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02008R1005-20240109.（2024年5月1日アクセス）

28 EUの漁獲証明制度の対象外となっている製品のリストについては、附属書参照。

29 水産物をEU内の港湾に直接水揚げするEU加盟国籍船は、当該水産物を（加工目的などで）EU非加盟国に一定期間置いた後にEU圏内に再輸入する予定となっている場合のみ、漁獲証明書を作成する必要がある。

30 EU IUU Fishing Coalition (2016). Modernisation of the EU IUU Regulation Catch Certificate System; EU IUU Fishing Coalition (2017). Improving performance in the fight against illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing.

31 Vella委員によるスピーチ：Launch of the EU's electronic Catch Documentation Scheme (CATCH), Seafood Expo, Brussels, 7 May 2019, https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2014-2019/vella/announcements/speech-commissioner-vella-launch-eus-electronic-catch-documentation-scheme-catch-seafood-expo_en.

32 Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing.（参照先）：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02008R1005-20240109.https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/eu-fisheries-control-system-gets-major-revamp-2024-01-09_en. https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/news/eu-fisheries-control-system-gets-major-revamp-2024-01-09_en.（2024年5月1日アクセス）

補足情報 1：英国

英国は、EUから離脱した後も[33]、EUのIUU漁業規則と同等の制度を維持している（現在は、「英国のIUU漁業規則」として知られている）[34]。EUの場合と同様に、一部の例外を除いて、すべての野生海産魚について漁獲証明書の添付が義務付けられている。

英国は、本レポートで推奨している17項目のKDEのうち、現在は13項目（76%）を要求している。1つのKDEについては、強化が必要である。

- 現状では、IMO番号は旗国により「発行されている場合のみ」必要となっているが、2017年のIMO決議に合致するようにIMO番号は必須とするべきである。

3つのKDEは、対象となっていない。

- 生産水域
- 水揚げ港
- 漁具の種類または漁法

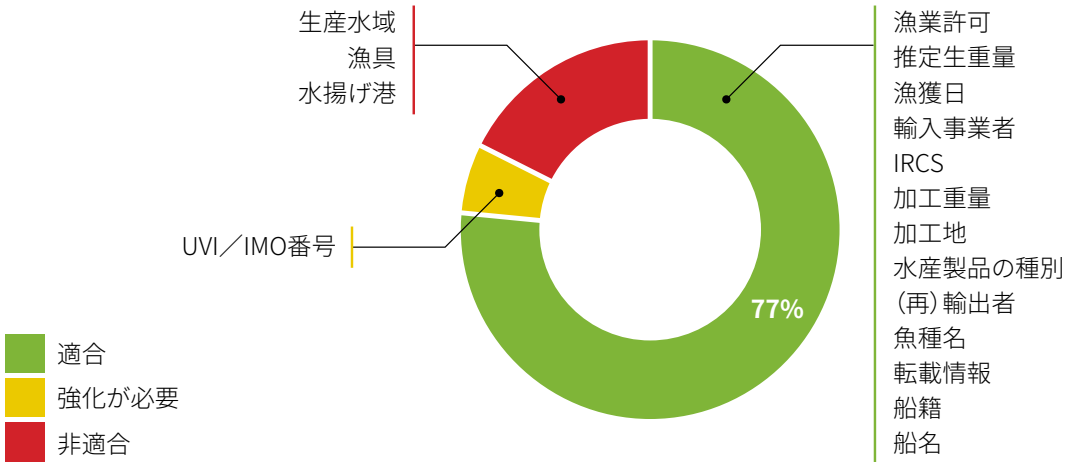

英国が、英国のIUU漁業規則に従って、漁獲証明書の内容確認を実施し、IUU漁業のリスクがある場合、または漁獲証明書の真正性に懸念がある場合には、発行機関等に情報の検証を要請することをEU IUU連合は推奨する。漁獲証明書の正確性および妥当性を確認する第三国が求められている。また、英国は、EU離脱の時点において、EUのIUU漁業警告カード制度により「レッドカード」を受けていた国（カンボジア、コモロ、セントビンセント及びグレナディーン諸島など）に対して、引き続き貿易制限を実施している[35]。

EU IUU連合は、英国が現行のIUU漁業規則を改正し、少なくともEUの制度と足並みをそろえることを提言する[36]。これにより、英国市場からEU市場へ水産物が今後輸出しやすくなるとともに、IUU漁業に由来する水産品が英国市場に流入することを防止できるほか、世界中の貿易相手から英国が取り残されるような事態を防ぐことができる。

33 European Union (Withdrawal) Act 2018.（参照先）：https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents/enacted/data.htm.（2024年12月12日アクセス）

34 Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing.（参照先）：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02008R1005-20240109.（2024年5月1日アクセス）

35 Department for Environment, Food & Rural Affairs (2020) Importing or moving fish to the UK. https://www.gov.uk/guidance/importing-or-moving-fish-to-the-uk.（2024年12月2日アクセス）

36 英国のIUU漁業対策法令の詳細情報：https://www.gov.uk/government/publications/fishing-regulations-the-blue-book/section-d-illegal-unreported-and-unregulated-iuu-legislation.（2024年2月24日アクセス）

3.2 アメリカ合衆国

米国は、世界第2位の水産物輸入国であり、2022年には330万トンを超える水産物（金額にして300億米ドル以上）を輸入した。えび、さけ類、なまず、ティラピアなどが米国の主要な水産輸入品である[37]。米国は、2016年に「水産物輸入監視制度（SIMP）」という独自の輸入管理制度を導入した。SIMPは、IUU漁業や水産物の偽装のリスクが特に高いとして指定された13魚種由来の水産物および水産製品[38]の輸入についての報告および記録管理の要件[39]を規定している。米国海洋大気庁（NOAA）の海洋漁業局（NMFS）は、輸入者に対して、毎年更新が可能な「国際水産貿易に関する許可（IFTP）」を取得することを義務付けている。また、輸入者が対象魚種および加工品についての特定のデータおよび情報を収集し保管することを、輸入の条件として義務付けている。SIMPの対象13魚種のうち11魚種についての報告は、2018年1月1日から必須となった。えびおよびアワビについての報告および記録管理は、2018年12月31日に発効した。

これらの対象魚種の漁獲および水揚げに関する記録の収集は、（水産分野にとどまらない）すべての輸出入報告に関する米国政府の単一データポータルである「国際貿易データシステム（ITDS）」を通じて行われる。米国への輸入者は、漁獲または生産の合法性を証明できるように、その水産物または水産製品について、漁獲時点から米国への入国時点までの加工・流通過程の管理に関する記録を保管する必要がある。さらに、NMFSは、漁獲および水揚げに関する情報を検証するために、IFTP保有事業者に対し、無作為監査あるいは特定の事業者に対象を絞った監査を実施している。このSIMPに基づく監査によって、IUU漁業由来または不正表示のある水産物が輸入品に含まれていたことが判明した場合、NOAAは、被監査者に対して監査結果を通知する。その情報は、NMFS法執行部（Office of Law Enforcement）にも通知され、必要に応じて同部が追加措置をとる[40]。米国のSIMPでは、輸出者が提出した情報について、旗国、沿岸国、寄港国または加工国のいずれもが、監査に先立って検証することは求められていないことに注意する必要がある。情報の正当性を確認する責任は、輸入者にある。

37 Sullivan, C and Valentine, M. (2023). No Questions Asked.（参照先）：https://usa.oceana.org/wp-content/uploads/sites/4/2023/03/No-Questions-Asked-March-2023-FI適用なしL.pdf.（2024年10月2日アクセス）

38 アワビ、タイセイヨウダラ、アオガニ、シイラ（マヒマヒ）、ハタ類、タラバガニ、マダラ、レッドスナッパー（*Lutjanus campechanus*）、ナマコ、さめ類、えび、メカジキ、かつお・まぐろ類（ビンナガマグロ、メバチマグロ、カツオ、キハダマグロ、ミナミマグロ、［太平洋］クロマグロ、タイセイヨウクロマグロ）。

39 すでに、米国の漁業者には、水揚げ時に漁獲情報を報告する義務がある。

40 NOAA Fisheries, Guide to audit requirements for the Seafood Import Monitoring Program: Frequently Asked Questions, https://www.iuufishing.noaa.gov/Portals/33/SIMP%20 Audit%20Guidance.pdf?ver=2018-05-03-144502-367（2019年7月29日アクセス）

2023年11月に、NMFSは、SIMPの限定的な拡大を含むはずであった規則案を撤回した[41]。この規則案では、SIMPの対象となる個別の生物学的な魚種の数は、現行の約1,100から約1,670に増加される予定だった。この案が実現すれば、すべてのハタ類、すべてのかつお・まぐろ類、また、イカ、タコ、ウナギ、コンクガイおよびアメリカイセエビが新たに追加される見込みであった[42]。現在、NMFSは、この制度全体の有効性を向上し強化するために、広範囲にわたって制度の再検討に着手している[43]。2023年に、NOAAは、米国への水産物輸入のうちSIMPの対象となっているのはわずか32%にすぎないと報告した[44]。これを受けて、NMFSは、SIMP全体の有効性を向上し強化するために、2023年11月から広範囲にわたって制度の再検討に着手している[45]。7,000を超えるステークホルダーの意見を聞いた後、2024年11月に、NMFSは、SIMPがIUU漁業に由来する水産物の米国への流入を検知し阻止する能力を強化するためのロードマップとなる「SIMP Action Plan（SIMP行動計画）」を発表した。（補足情報2）[46]。

EU IUU連合は、NOAAに対して、この行動計画が示している提言内容を実現するための規制案公表に向けて前進することを提言する（補足情報2）。SIMPの成功の鍵となるのは、現行の対象魚種で必要とされているのと同等の基本情報の提供を求められる魚種が最大限まで拡大されていること、さらに、EUの輸入管理制度と要件を揃えることができるようなKDEを追加することである。

41 詳細情報：https://www.fisheries.noaa.gov/feature-story/noaa-fisheries-announces-comprehensive-review-its-seafood-import-monitoring-program（2024年5月10日アクセス）

42 詳細情報：https://www.noaa.gov/news-release/noaa-seeks-to-expand-seafood-import-monitoring-program.（2024年5月10日アクセス）

43 詳細情報：https://www.noaa.gov/news-release/noaa-fisheries-withdraws-proposal-to-expand-seafood-import-monitoring-program.（2024年5月10日アクセス）

44 Report to Congress: Report on the Seafood Monitoring Program – FY 2023. (2023).（参照先）：https://www.fisheries.noaa.gov/s3/2024-05/SIMP-Report-to-Congress-FY2023.pdf.（2024年10月2日アクセス）

45 詳細情報：https://www.noaa.gov/news-release/noaa-fisheries-withdraws-proposal-to-expand-seafood-import-monitoring-program.（2024年5月10日アクセス）

46 NOAA. (2024). Action Plan to Improve the U.S. Seafood Import Monitoring Program.（参照先）：https://www.fisheries.noaa.gov/s3/2024-11/SIMP-Action-Plan_final.pdf.（2024年12月2日アクセス）

補足情報 2：SIMP 行動計画

2024年11月の時点で、米国は、SIMPの見直しを完了し、ステークホルダーのフィードバックに基づいてSIMPを強化するための行動計画を提案した[47]。規制変更の承認や具体スケジュールの提案は、まだ行われていないが、米国は、リスクベースアプローチに基づいたトレーサビリティ要件拡大、強制労働撲滅のための政府機関間の協力促進、世界市場との連携強化、SIMP施行のための内部能力向上を提案している。

この行動計画ではトレーサビリティ要件拡大のために、リスクベースの2段階構造の報告システムを制定することを提案している。第1段階には、現行のSIMPの対象魚種すべてに加え、高リスクの水産製品が追加される。第2段階は、他のすべての輸入水産物を対象とする。第1段階は、現行のSIMP報告要件をすべて維持したうえで、転載活動の詳細、漁船の航海日程など、現行制度では情報収集の対象となっていないKDEを追加する。現行のSIMPは、輸入者に対して輸入時点で情報提出を求めているが、強化案では、トレーサビリティをさらに強化するとともに高リスク輸入品をスクリーニングする時間を確保するために、情報の事前提出を求めている。

NOAAは、税関・国境取締局および労働省との協力を強化することにより、政府機関によるSIMPに対する支援拡大を計画している。これは、強制労働に関する法執行および捜査に役立つことが期待され、第1段階で新たに収集される追加KDEについての情報によってさらに効果を発揮する。

許可および報告の制度についてさまざまな更新が行われることにより、わかりやすさが向上し、システムが最新化され、データ要件が簡素化される。また、NOAAは、米国の輸入者、国外の輸出者、および通関業者に向けてSIMP遵守を促進するための研修への投資も計画している。このほか、輸入水産物の検証やトレーサビリティをさらに強化するため、NOAAは、協力関係にある国々から漁獲データの提供を受けられる、米国輸入水産物についてのデータを政府間で共有するための任意参加型パイロットプログラムを策定中である。

最後に、NOAAは、SIMP担当チームを拡大し、同チームのオンラインデータシステムの能力を増強することにより、SIMPの施行と発展のための能力を構築することを明言している。すでに報告されたデータを輸入後に確認するのではなく、より積極的な事前対応型の方式に移行する強い意欲を示している。このような変更は、最終的にはSIMPを強化するとともに、よりリスクベースの検知方式を採用することによって、IUU漁業由来の水産製品の米国市場流入を防止するのに役立つだろう。

3.3 日本

日本は世界第3位の水産物輸入国であり、2022年にはおよそ150億米ドルの水産物を輸入した[48]。日本市場への主な水産物供給国は、中国、チリ、ロシア、米国である[49]。日本が輸入する高価な水産物としては、さけ・ます類、かつお・まぐろ類、えびなどがある[50]。

2018年9月に安倍晋三首相（当時）が述べたとおり、IUU漁業活動を撲滅するためには、違法な手段で調達された水産物の流通を阻止することが重要である[51]。日本では、2022年12月1日に「水産流通適正化法」が発効した[52]。これは、EUのIUU漁業規則および米国のSIMPに続いて、世界で3番目に誕生した包括的なIUU漁業対策制度であり、この漁獲記録制度はEUの漁獲証明制度を基にしている。今後は、イカ、サンマ（Cololabis spp.）、サバ、マイワシ（Sardinops spp.）について、漁獲証明書が必要となる。日本の当局によれば、これらの魚種は「外国漁船によって外国法令または国際的保全管理措置に照らし違法な採捕が行われるおそれが大きいと認められる」ことにより選択された[53]。水産流通適正化法は、国内漁獲の一部を標的としたIUU漁業も対象としている（ただし、アワビ、ナマコ、およびシラスウナギ［2025年12月から追加予定］のみ）。

47 NOAA. (2024). Action Plan to Improve the U.S. Seafood Import Monitoring Program（参照先）：https://www.fisheries.noaa.gov/s3/2024-11/SIMP-Action-Plan_final.pdf（2024年12月2日アクセス）

48 USDA. (2023). Japan: Seafood Market Update.（参照先）：https://fas.usda.gov/data/japan-seafood-market-update.（2024年5月10日アクセス）

49 2020年度中。出典：Japanese Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries. https://www.maff.go.jp/e/data/publish/attach/pdf/index-211.pdf（2024年5月10日アクセス）

50 同上

51 2018年9月24日にニューヨークで開催された「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第1回会合」での安倍晋三首相のスピーチ。https://www.mofa.go.jp/ ic/gic/page4e_000906.html,（2019年7月27日アクセス）

52 日本の水産流通適正化法に関する詳細情報：https://www.jfa.maff.go.jp/220614.html.（2024年5月1日アクセス）

53 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan (MAFF). TECHNICAL NOTE on Class II Aquatic Animals and Plants Ver 2.0. (2022).（参照先）：https://www.jfa.maff.go.jp/220614.html.（2024年5月1日アクセス）

さらに、日本には、「外国為替及び外国貿易法」により、かつお・まぐろ類およびマジェランアイナメに対する輸入管理制度がある。この法律に基づくKDE要件に関する詳細な分析はないが、IUUフォーラムジャパンは、このKDE要件が日本の加盟しているRFMOの要件と基本的に合致していると認識している[54]。

EU IUU連合は、日本政府に対して、水産流通適正化法の対象魚種を輸入水産物と国内漁獲の両方について拡大すること、また、KDEを現行の物から増やし、EUの輸入管理制度と合致させることを推奨する。

54 EJF. (2024). Briefing to the Japanese Government on concerns over seafood products associated with illegal, unreported and unregulated fishing and human trafficking entering the Japanese market.（参照先）：https://ejfoundation.org/reports/briefing-to-the-japanese-government-on-concerns-over-seafood-products-associated-with-illegal-unreported-and-unregulated-fishing-and-human-trafficking-entering-the-japanese-market.（2024年7月9日アクセス）

3.4 大韓民国

韓国は、世界第5位の水産物輸入国であり、2023年には、合計140 ヵ国から620万トン（金額にして64億米ドル）の水産物を輸入した[55]。水産貿易相手の上位5 ヵ国は、中国、ロシア、ベトナム、ノルウェー、米国で、韓国の水産物輸入の67% [56]を占めており、水産物の需要増加に伴って輸入依存度が高まっている[57]。

韓国には、2つの別の法令の規定により、2つの異なる水産物トレーサビリティ制度がある。1つは国内水産物に対するもので、韓国籍船による野生海産魚の漁獲および養殖魚を対象としている。もう1つは、輸入水産物に対するもので、外国籍船による野生海産魚の漁獲および養殖魚を対象としている[58]。

2013年に、韓国は、西アフリカ、特にシエラレオネにおけるcroaker類（韓国では重要な食用魚であるニベ科の魚）を対象とした韓国漁船の違法操業の証拠があったために、（イエローカード制度と呼ばれることもある）「EUのIUU漁業警告カード制度」[59]により、EUからイエローカードを受けた[60]。2015年に、監視・管理・取締（MCS）能力を大幅に強化する法令改正を含む一連の措置を韓国が実施した後、このイエローカードは撤回された[61]。しかし、西アフリカ海域で操業し韓国へ輸出する韓国船主所有の外国籍船に対する韓国政府の監視能力について、懸念が残っている[62]。韓国海洋水産部（MOF）は、2017年に3魚種、すなわち、bobo croaker（*Pseudotolithus elongatus*）、longneck croaker（*Pseudotolithus typus*）、サンマ（*Cololabis saira*）を対象として、国レベルの漁獲記録制度を採用した[63]。韓国政府は当初、輸入croaker類を監視する漁獲記録制度を導入した。しかし、約90隻の台湾船籍および台湾船主が所有するバヌアツ船籍のサンマ漁船がIUU漁業に従事し、その漁獲を韓国に輸出しようとして摘発された2016年の事件を受けて、漁獲記録制度にサンマが含まれるようになった[64]。それ以後、海洋水産部は、漁獲記録制度の対象魚種を拡大するための調査を実施していない。

漁獲記録制度の手続きは、対象魚種を積載した状態で入港する船舶の船長または船舶代理店が、「港湾手続情報処理システム（PORT-MIS）」と呼ばれる電子システムを通じて、漁獲証明書または簡易漁獲証明書を監督官庁に提出するところから始まる[65]。提出を受けると、韓国の政府機関である国立水産物品質管理院（NFQS）が、輸出国の発行した漁獲証明書または簡略版漁獲証明書を確認する。漁獲証明書または簡易漁獲証明書が添付されていない場合、NFQSは輸入または陸揚げを禁止する[66]。

2024年10月に、韓国海洋水産部は、遠洋産業発展法を改正して、漁獲証明書のKDE要件を拡大した[67]。韓国は、現在、強固な輸入管理制度として最低限必須となる基本的な情報とは何かについて、EU IUU連合の見解を要求している。しかし、この問い合わせの対象は、20トン以上の船が漁獲したサンマ、bobo croaker、longneck croakerに限定されている[68]。なお、20トン未満の船がこれら3魚種を漁獲した場合は、EU IUU連合の推奨するKDEのうち5項目だけを含む簡易漁獲証明書が必要とされている。**EU IUU連合は、韓国が漁獲証明書で求めるKDE情報を拡大したことを高く評価する。ただし、同時に韓国が漁獲記録制度の対象魚種も拡大することを推奨する。**

55 Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs (April 2022)

56 The Ministry of Oceans and Fisheries, Republic of Korea, Fisheries data portal, seafood trade by nations（2022年8月25日アクセス）https://fips.go.kr/p/S020706/

57 The Ministry of Oceans and Fisheries, Republic of Korea, Fisheries data portal, seafood trade by year https://fips.go.kr/p/S020706/.（2022年8月25日アクセス）水産物輸入の割合が増加：(2017) 27.5% – (2018) 31.1% – (2019)31.6%

58 Environmental Justice Foundation (EJF). (2023). The broken barrier: how illegal fishing and human rights abuses in Korea’s fisheries imports go undetected.（参照先）：https://ejfoundation.org/reports/the-broken-barrier-how-illegal-fishing-and-human-rights-abuses-in-koreas-fisheries-imports-go-undetected.（2024年5月1日アクセス）

59 EUのIUU漁業規則は、IUU漁業を防止・抑止するのに適切な方策を実施していないEU非加盟国を識別するために、IUU漁業警告カード制度を制定している。EUのIUU漁業警告カード制度の詳細情報：https://oceans-and-fisheries.ec.europa.eu/fisheries/rules/illegal-fishing_en.（2024年6月12日アクセス）

60 European Union, Official Journal of the European Union, C 346, 27 November 2013, COMMISSION DECISION of 26 November 2013 on notifying the third countries that the Commission considers as possible of being identified as non-cooperating third countries pursuant to Council Regulation (EC) No 1005/2008 establish- ing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing (2013/C 346/03)（参照先）：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/ EN/ TXT/PDF/?uri=CELEX:32013D1127(02)&from=EN.（2024年5月1日アクセス）

61 EJF, news media (21 Apr 2015) EU Removes South Korea From List Of Those Failing To Combat Pirate Fishing（2024年5月20日アクセス）https://ejfoundation.org/news-media/eu-removes-south-korea-from-list-of-those-failing-to-combat-pirate-fishing

62 Environmental Justice Foundation (EJF). (2023). The broken barrier: how illegal fishing and human rights abuses in Korea’s fisheries imports go undetected.（参照先）：https://ejfoundation.org/reports/the-broken-barrier-how-illegal-fishing-and-human-rights-abuses-in-koreas-fisheries-imports-go-undetected.（2024年5月1日アクセス）

63 同上

64 同上

65 （参照先）：https://incheon.mof.go.kr/en/page.do?menuIdx=1822.（2024年5月1日アクセス）

66 他の貨物とともに入港した場合は、陸揚げが許可される。

67 The Ministry of Oceans and Fisheries, Korea Distant Water Fisheries Development ActDecree No. 697, October 25, 2024, Partially Revised.

68 Korea Distant Water Fisheries Development Act Article 14, Enforcement Rule Article 23.1(3) https://law.go.kr/lsLinkCommonInfo.do?lspttninfSeq=78979&chrClsCd=010202.（2025年1月25日アクセス）

4. 推奨されるベストプラクティス

4.1 主要データ要素（KDE）

本章では、強力な輸入管理制度のための最低基準として重要だとEU IUU連合が考えている主要データ要素（KDE）について、文献の考察と既存制度の分析に基づいて検討する。KDEとは、水産物の合法性を適切に判断し、サプライチェーンのすべての関連する段階にわたって水産物を追跡するために不可欠なデータである[69]。KDEは、通常、水産物がサプライチェーンの異なる段階に進むにしたがって「誰が、何を、いつ、どこで、どのように」行ったのかに関する情報に重点を置いている[70]。本章は第5章の前置きであり、第5章では、本章で推奨する一連のKDEに対して、EU、米国、日本および韓国の輸入管理制度を比較する。第5章では、EU、米国、日本および韓国のKDEの整合性についても検討し、これらの整合性が、世界的なIUU漁業との闘いや貿易の促進に寄与するかどうかを議論する。

I. 「誰が」—船舶の識別および加工国における事業者	
船名	積み荷に関連する漁船の名称が特定されれば、輸入管理当局が船舶の登録情報、写真およびその他の書類を相互に参照することができ、船舶識別情報の偽装の排除に役立つ[71]。船名は、船舶識別番号と法的に紐付けられるべきであり、EU IUU連合は、国際海事機関（IMO）番号などの固有の船舶識別子（UVI）の使用を推奨する[72]。
固有の船舶識別子（特にIMO番号）	固有の船舶識別子（UVI）は、通常はアルファベットと数字からなる文字列であり、国際的なトレーサビリティを確保するために船舶に割り当てられる。一度割り当てられたUVIは、旗国、所有者または船名に変更があっても、その船舶が存在し続ける限りはその船舶に割り当てられたままである。さらに、UVIは、永続的に船体に表示するものであり、他のいかなる船舶に対しても、同じUVIが再利用されることはない。旗国は、国および地域の関連する法令に従って、漁船に対してUVI取得を義務付け、それを管理する責任を有する。IMO番号[73]は、国際的なUVIの代表的基準と考えられており、また、FAOの「Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport Vessels and Supply Vessels（いわゆるFAOのグローバルレコード）」でも不可欠な情報となっている[74]。IMO番号は、リスク分析に使用される船舶の特性のうち、最も有用かつ信頼できるものの1つである。政府による船舶登録制度が存在しない場合または不十分である場合、EU IUU連合は、すべての対象船舶についてIMO番号の使用を義務付けることを推奨する。本調査実施の時点で、船舶がIMO番号を取得できるかについての最新基準は、IMOの2017年総会決議A.1117(30)に記載されている。この基準では、総トン数100トン未満（ただし全長12メートルを下限とする）の船内機付き漁船（木造船を含む）であって、旗国の管轄水域外で操業する許可を有するものであればIMO番号が取得できる。

69 The Oceans and Fisheries Partnership (2017). Data Requirements for Catch Documentation and Traceability in Southeast Asia.

70 同上

71 FAO (2017). The Marking and Identification of Fishing Vessels.

72 EU IUU Fishing Coalition (2017). PAS 1550:2017 Exercising due diligence in establishing the legal origin of fishery/seafood products and marine ingredients – Importing and processing – Code of practice; https://https://www.bsigroup.com/en-GB/insights-and-media/insights/brochures/pas-1550-exercising-due-diligence-in-establishing-the-legal-origin-of-seafood-products-and-marine-ingredients/.（2025年1月25日アクセス）

73 International Maritime Organization: http://www.imo.org/en/ourwork/iiis/pages/imo-identification-number-schemes.aspx.（2025年8月22日アクセス）

74 詳細情報は下記参照：The Pew Charitable Trusts, The IMO Number Explained. https://www.pew.org/en/research-and-analysis/fact-sheets/2017/05/the-imo-number-explained.（2025年1月25日アクセス）

船籍	国連海洋法条約（UNCLOS）によれば、いかなる国も、船舶に自国の旗を掲げることを許可し、その船舶に自国の国籍を与える権利を有する[75]。旗国は、国内法および国際法を確実に遵守させ、違反の発生場所にかかわらず効果的に法を執行する法的責任を有する[76]。旗国は、自国船籍船に対する第一義的な立法管轄権および執行管轄権を有する。実務としては、これは、船主および運航者にどの法律を適用するか、また、それらの法律を実際に執行するかどうかについて、旗国が決定するということを意味する。自国の船籍を与えるかどうかの判断にあたって、旗国が適用する審査や基準のレベルはさまざまである。一部の旗国では、船籍を与えるべき船舶に関する基準が比較的緩い場合がある。 「便宜置籍（flag of convenience）国」[77]とは、いわゆる「オープンレジストリー」、すなわち登録された船舶の実質的所有者や管理主体が旗国の外に存在する制度を運用する国である[78]。また、漁業分野の国際法を遵守せず、自国船籍漁船を監視しない国（英語で「flag of non-compliance」とも）も問題になっている[79]。 したがって、船舶の旗国に関する情報は、輸入管理当局にとって、水産物がIUU漁業に由来するリスクが高いかどうかを知るための重要情報になりうる。たとえば、「flag of non-compliance」からの輸入水産物であれば、輸入管理当局が通常よりも厳しく検査を実施するといった運用が可能になる。
国際呼出符号	国際呼出符号（IRCS）とは、船舶に割り当てられる固有の英数字からなる識別情報である。IRCSによって、同じ船名の2隻の船舶を区別することができる。
輸出者または再輸出者の情報	「加工国」という概念は、国際漁業法ではまだ認識されていないが、サプライチェーンの重要な要素である。既存の漁獲記録制度は、水産物の市場への流入および輸出を対象としているが、加工国は「ブラックボックス」として扱われている。すなわち、水産物の形態変化は追跡されていないことが多く、IUU漁業由来の水産製品がサプライチェーンに流入する機会を与えている。規制当局が違反の発生場所とその責任の所在を特定できるようにするため、加工国に入ってから出るまでの事象を網羅するトレーサビリティツールが必要である[80]。 輸出地または出発地および仕向国に加えて、輸出事業者または再輸出事業者の名称、所在地および電話番号が提供される必要がある[81]。この情報によって、サプライチェーンにおけるすべての関係者が明らかになり、水産物の完全なトレーサビリティが得られる。また、これにより当局は、事業者の合法性を確認でき、懸念がある場合には、その事業者に連絡を取ることができる。

75 国連海洋法条約（UNCLOS）（1982年12月4日）第91条（船舶は登録された国の船籍を有し、その管轄区域の法律が適用されることを規定）を参照。http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf.

76 UNCLOS第217条。

77 International Transport Workers' Federation (ITF), Current Registries Listed as Flags of Convenience (FOCs), https://www.itfseafarers.org/foc-registries.cfm.（2019年7月29日アクセス）

78 International Transport Workers Federation https://www.itfglobal.org/en/sector/seafarers/flags-of-convenience.

79 Swan, J. (2002). Fishing Vessels Operating under Open Registries and the Exercise of Flag State Responsibilities. FAO, Rome, 2002: http://www.fao.org/3/a-y3824e.pdf; Miller, D.D. and Sumaila, U.R. (2014). "Flag use behavior and IUU activity within the international fishing fleet: Refining definitions and identifying areas of concern" in Marine Policy 44, 204–211.

80 Hosch, G. & Blaha, F. (2017).

81 Regulation (EU) No 640/2010 of the European Parliament and of the Council of 7 July 2010 establishing a catch documentation programme for bluefin tuna Thunnus thynnus and amending Council Regulation (EC) No 1984/2003, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32010R0640&rid=7#d1e35-12-1 (Annex III)

輸入事業者の識別情報	輸入事業者が仕向国または加工国のいずれにあったとしても、また、水産物が加工されていても未加工製品であっても、輸入事業者の識別情報（名称、所在地および電話番号）は、水産製品をバリューチェーンに沿って追跡するために必要である。国外での漁獲が最初に加工国に輸入されるとき、輸出の時点で加工申告書を発行し、原料製品および外国の漁獲証明書を、積み荷中の最終製品（加工品）と関連付けなければならない。さらに、輸入地または仕向地（都市、国、州など）の情報も必要である。

II. 「何を」—漁獲の種別および量

水産製品の種別	輸入管理制度では、製品の種別（鮮魚、冷凍品、フィレ、ロイン、すり身、魚粉など）を明確に区別するべきである。
FAOのASFISコードに組み込まれた生物種名	FAOは、種、属、科またはより高位の分類学的区分に従ったspecies items（種項目）と呼ばれる2,346の統計区分（2019年時点）によって、世界の漁獲量および養殖生産量の統計データを照合している。水圏科学および漁業に関する情報システム（ASFIS）の種のリストには、漁業および養殖業との関連性に従って選定された12,771の種項目が含まれる。記録されている種項目ごとに、コード（ISSCAAPグループ、分類学的コード、アルファベット3文字からなるASFISコード）および分類学的情報（学名、命名者、科および高位の分類学的区分）が提供されている[82]。これは、世界中の種を識別するための国際的かつ整合的なベストプラクティスであるとみなされている。船舶が法的に許可を受けた魚種を漁獲していることを証明するとともに、偽装表示による不正を防ぐ目的で情報の相互参照を行うために不可欠な情報である。
推定生重量（kg）	この情報があれば、水産物のロンダリングが疑われる場合に相互参照が可能になる。輸入物に水産加工品が含まれる場合、計算に使用された換算係数[83]の提供を義務化するべきである。これは、加工申告書に記載された使用漁獲物の重量と加工品の重量との間に整合性があるかどうかを判断するのに役立つ[84]。各国当局は、独自の換算係数[85]を定める（とともに定期的にこれを改定する）か、RFMOの換算係数に従うべきである。その他の生重量換算係数については、FAOの漁業統計に関する調整作業部会による『Handbook of Fishery Statistical Standards（漁業統計基準ハンドブック）』で確認できる[86]。
加工重量（kg）	最終市場へ再輸出するために外国の漁獲が加工国に輸入される場合、原料製品および漁獲記録と積み荷中の最終製品とを関連付けて、加工重量を明確にする必要がある。
海上での転載の申告および許可	違法漁業者は、転載の慣習を悪用し、違法漁獲の「ロンダリング」（違法漁獲と合法漁獲を混ぜることにより、違法漁獲が合法漁獲の証明書に便乗すること）を行っている。また、冷凍冷蔵船は漁をしないので、漁獲記録や監視についての要件をしばしば免除されており、漁船から食卓までという加工流通過程の一貫した管理に欠落が生じている。転載を受け取る側の船舶のUVIなどの船舶識別情報、転載の日付および水域、魚種および転載貨物の推定重量に加えて、転載提供側の船舶の情報についても記録することにより、転載の規制を強化し、トレーサビリティと説明責任を促進することが必須である。

82 FAO Fisheries and Aquaculture Statistics and Information Branch (FIAS), http://www.fao.org/fishery/collection/asfis/en（2019年7月29日アクセス）
83 The EU system for fisheries controls, Conversion factors, https://ec.europa.eu/fisheries/cfp/control/conversion_factors/,（2019年7月29日アクセス）
84 EU IUU Fishing Coalition (November 2016). Risk assessment and verification of catch certificates under the EU IUU Regulation.
85 The EU system for fisheries controls, Conversion factors, https://ec.europa.eu/fisheries/cfp/control/conversion_factors/（2019年7月29日アクセス）
86 FAO, Coordinating Working Party on Fishery Statistics, Conversion factors, http://www.fao.org/cwp-on-fishery-statistics/handbook/capture-fisheries-statistics/conversion-factors/en/.

III. 「いつ」—操業日

漁獲日	漁業活動が行われた日付（年月日）。これは、漁業者が法的に認められている時期に漁を実施していたのかどうかを輸入管理当局が検証するのに役立つ。特に、禁漁期間の遵守を監視するために有用である。

IV. 「どこで」—場所

生産水域	生産水域とは、水産物を漁獲した場所である。漁業活動における生産水域は、具体的に示されるべきである。現在、以下の生産水域コードが推奨されている。 • ある国の排他的経済水域（EEZ）内で漁が行われる場合—国際標準化機構（ISO）の国コード • RFMOの管轄水域内で漁が行われる場合—RFMOコード • FAO漁獲統計海区コード—トレーサビリティの改善および適切な港湾管理のためには、EEZと公海を明確に区別した生産水域の定義を義務化すべきである。
漁業許可	漁業者または漁船による野生海産魚の漁獲に対して許可を与える関係当局からの規制文書に関連付けられた固有の番号である。許可を得て漁業や転載を実施したことの証拠は、輸入書類の中で明確に示されなければならない。これは、所轄官庁が当該漁業活動の実施許可を与えていたこと、また、漁獲は関連する管理措置を遵守して得られたことを確認するために必要である。漁業許可には、操業期間、水域、魚種、上限漁獲量、漁具および発行機関に関する情報を含むべきである。
水揚げ港	水揚げ港は、水産物が最初に陸上に荷揚げされる地点である。漁船が漁獲を水揚げする港は、水産物が海上輸送から陸上のサプライチェーンに移行する地点なので、トレーサビリティにとって重要な情報である。また、水揚げ日も明記されるべきである。
加工地	加工場の名称、所在地、認可番号、衛生証明書の番号および日付。

V. 「どのように」—漁法

漁具の種類または漁法	漁具とは、水産物の採捕に使用される器具である。この情報があれば、輸入管理当局は、漁の責任者が漁業活動を合法的に行ったことを確認できる。たとえば、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の魚種別のタイセイヨウクロマグロ電子漁獲証明書プログラム（eBCD）[87]には、国際的に認められている漁具コードのデータベースがある[88]。漁具や漁法の説明は、FAOのInternational Standard Statistical Classification of Fishing Gear（漁具の国際標準統計分類）と整合性を持つべきである。

87 International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT), Data Code System, https://www.iccat.int/en/stat_codes.html（2019年7月29日アクセス）
88 FAO, International Standard Statistical Classification of Fishing Gear, http://www.fao.org/cwp-on-fishery-statistics/handbook/tools-and-resources/en/

4.2 対象範囲および運用のベストプラクティス

以下はKDEではないが、効果的な輸入管理制度を策定するために必要と考えられる重要な定性的特性である。

VI. 対象範囲	
輸入管理制度の対象魚種	輸入管理制度の有効性は、対象魚種の数によって決まる。要求されるKDEが強力であっても、対象がわずかな数の魚種に限られていれば、有効性は弱くなる。輸入管理制度を効果的にするためには、全魚種を対象にする必要がある。
デジタル形式で得られた輸入データ	輸入情報がデジタル形式で得られれば、（国内および国外の）情報交換やデータ処理、さらには、市場国での不正のリスク軽減や管理の簡素化に活用できる[89]。
検証の責任を負う機関またはステークホルダー	どの機関またはステークホルダーが、バリューチェーンに沿って輸入を検証する責任を負うかによって、必要な能力の他に、制度的アプローチ、輸入管理制度の根底にある考え方が異なってくる。現状では、操業等の許可を承認する責任については旗国、水揚げ地点においては寄港国、食品安全については加工国というように、複数の検証箇所が存在する。この観点から、市場国は、データおよび情報の適法性の確認について責任を負うべき機関または業界を明確に定めた制度的枠組みを設ける必要がある。
リスクの高い輸入品に重点的に対策を講じるためのリスク評価	輸入市場にとっては、リスクの高い輸入品に重点的に対策を講じるため、強力なリスク評価のプロトコルや制度を策定することが不可欠である。すべての積み荷を検査することは実行不可能である。EU加盟国のうち水産物輸入量の最も多いもの（ドイツ、スペイン、フランスなど）では、毎年40,000件から60,000件の紙の漁獲証明書を受領しており、これは1日あたり110件から165件に相当する[90]。積み荷の検査効率を最大限に高めることが最も重要になる。IUU漁業由来であるリスクが最も高い輸入品に対して、緻密で厳重な検査を確実に行えるようにするため、輸入市場は、強力なリスク評価の手順を用意する必要がある。理想的には、漁獲から輸入までの全段階を登録して、取引を一元管理する台帳を備えるべきである。これにより、ある段階での情報が欠けている場合、またはリスクベースの評価により注意が必要と判断された場合、リスク評価に基づく注意喚起を出して漁獲証明の手続きを中断し、さらなる検査ができるようにする。
市場国間のデータ交換	市場国およびRFMOの間でリスクのある輸入水産物（およびサプライチェーン中で当該輸入水産物と関係のある者）についてのデータを交換できれば、悪徳事業者が世界の他の地域で活動すること、また、規制が緩くて市場に入りやすい地点を探し回ることを阻止するために役立つ。このようなデータや情報の共有活動は、すでに一部のRFMOの間で実施されている。取引を一元管理する台帳があれば、データ交換が大幅に促進される。
小規模漁業を対象とする簡易漁獲記録証明書	FAOが推奨しているように、漁獲記録制度は、小規模漁業のニーズや特別な要件に対応するべきである[91]。簡易漁獲証明書であれば、小規模漁業におけるデータ収集の負荷を軽減でき、比較的小さい漁船でも主要市場国への水産物輸出を継続できるようになる。簡易漁獲証明書の適用対象船舶を明確にする基準を策定しなければならない。

89 EU IUU Fishing Coalition (2016). Modernisation of the EU IUU Regulation Catch Certificate System.

90 同上

91 FAO. (2017). Voluntary guidelines for Catch Documentation Schemes.（参照先）：https://www.wto.org/english/tratop_e/rulesneg_e/fish_e/2017_vg_cds.pdf.（2022年4月8日アクセス）

5. KDE 比較分析の結果

本章では、EU、米国、日本、韓国の既存の片務的な水産物輸入管理制度について、EU IUU連合が推奨するKDEと比較する。さらに、既存の制度同士も比較し、求めているKDEについて、制度間でどの程度足並みが揃っているかを検証する。この分析の結果を表1に示す。

- ベストプラクティス
- 情報提供が任意、または強化や改善の必要がある
- 要求されていない

*インド洋まぐろ類委員会（IOTC）については、「メバチマグロの統計証明書」で求められているKDEを分析対象とした。「メバチマグロの統計証明書」は、IOTC管理下のかつお・まぐろ類のあらゆる積み荷が合法的とみなされるために添付が必要なものである。

	主要データ要素（KDE）	欧州連合	アメリカ合衆国	日本	大韓民国	RFMOおよびCCAMLRの漁獲記録制度				備考
						ICCAT	CCSBT	CCAMLR	IOTC*（メバチマグロの統計証明書）	
「誰が」	船名									
	固有の船舶識別子（特にIMO番号）	**2026年1月10日以降**								EU：IMO番号が必要。IMO番号がないが、他の固有の船舶識別子（UVI）がある場合、当該UVIの記載が必要 米国：UVIがある場合には必要 日本：発行されている場合、IMO番号またはロイド船級協会番号 CCAMLR：IMO番号を任意で提示可能だが、必須ではない
	船籍									
	国際呼出符号（IRCS）									日本：発行されている場合、呼出符号が必要
	輸出者または再輸出者の情報									ICCAT：事業者名のみ必要
	輸入事業者の識別情報									
「何を」	水産製品の種別									
	生物種名–ASFISコード									日本：ASFISコードではなく、「製品の輸出入統計品目番号（HSコード）」が必要
	推定生重量（kg）									ICCAT：「総重量」および「平均重量」が必要 CCSBT：正味重量が必要 IOTC：正味重量が必要
	加工重量（kg）									ICCAT、CCSBT、CCAMLRおよびIOTC：再輸出が発生する場合、再輸出前の所在する国・地域の事業者が再輸出する漁獲または水産加工品の正味重量を要求している
	転載：海上での転載の申告および許可、IMO番号、船長の情報									EU：すべての洋上転載を禁止 米国：船長の情報が不要 日本：発行されている場合のみ、IMO番号またはロイド船級協会番号が必要 CCSBT：申告書にIMO番号は不要
「いつ」	漁獲日									
「どこで」	生産水域（EEZと公海を明確に区別することが望ましい）	**2026年1月10日以降**								CCSBT、ICCAT、IOTC：独自の生産水域名を要求しているが、これは、EEZと公海を必ずしも区別していない
	漁業許可									米国：存在する場合には必要
	水揚げ港									
	加工地									
「どのように」	漁具の種類または漁法	**2026年1月10日以降**								EU：漁具の明示が必要 日本：漁業許可番号および許可された漁法の記載が必要だが、これは漁具の種類の特定を要求する米国ほど具体的ではない。

	主要データ要素（KDE）	欧州連合	アメリカ合衆国	日本	大韓民国	RFMOおよびCCAMLRの漁獲記録制度				備考
						ICCAT	CCSBT	CCAMLR	IOTC*（メバチマグロの統計証明書）	
対象範囲および運用のベストプラクティス	輸入管理制度の対象魚種	すべての海産物の漁獲。ただし、稚魚や幼生からの養殖、観賞魚、イガイ属、ミドリイガイ属、腹足綱（巻貝など）といった重要性が低い水産物を除く（完全なリスト：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32010R0086）	アワビ、タイセイヨウダラ、アオガニ、シイラ（マヒマヒ）、ハタ類、タラバガニ、マダラ、レッドスナッパー（*Lutjanus campechanus*）、ナマコ、さめ類、えび、メカジキ、かつお・まぐろ類（ビンナガマグロ、メバチマグロ、カツオ、キハダマグロ、ミナミマグロ、［太平洋］クロマグロ、タイセイヨウクロマグロ）	特定第二種水産動植物：イカ、サンマ（Cololabis spp.）、サバ、マイワシ（Sardinops spp.）対象外となっている水産製品の情報：https://www.jfa.maff.go.jp/attach/pdf/220614-3.pdf	Bobo croaker、longneck croaker、サンマ（20トンを超える漁船で漁獲した場合）	タイセイヨウクロマグロ	ミナミマグロ	メロ類（ノトテニア科）	メバチマグロ	
	デジタル形式で得られた輸入データ									EU：漁獲記録制度のためのITシステム（CATCH）を開発し、現在試験運用中 日本：漁獲記録制度に基づく手続きは、今後電子化される可能性がある。あるいは、当局による管理が同程度のレベルで確保された電子トレーサビリティシステムに置き換えられる可能性がある。旗国による電子的手段の使用は、日本との二国間協議における協議事項となっている
	検証の責任を負う機関またはステークホルダー	沿岸国および旗国	輸入者およびNOAAが輸入者の活動を検証	沿岸国および旗国	旗国および市場国	旗国および市場国	旗国および市場国	旗国および市場国	旗国および市場国	
	リスクの高い輸入品に重点的に対策を講じるためのリスク評価			まだ判断できない		適用なし	適用なし	適用なし	適用なし	日本：提出された漁獲証明書の情報を審査して、不審な点または懸念事項が発見された場合、提示された情報が正当で許容できるものであることを確認するため、さらなる調査が行われる。この審査のプロセスおよび調査の実施方法についての詳細情報は入手できなかった。（注：日本の輸入管理制度は、EU IUU連合が情報収集した時点では、3 ヵ月前から実施されたばかりであった。）
	市場国間のデータ交換			まだ判断できない		適用なし	適用なし	適用なし	適用なし	日本：新しい制度をより効率的に運用するために、水産庁の職員は、日本向けの漁獲証明書を担当する各政府の監督官と情報交換している。（注：日本の輸入管理制度は、EU IUU連合が情報収集した時点では、3 ヵ月前から実施されたばかりであった。）日本は、加盟しているRFMOの既存の規則および法令は、適切に遵守している

5.1 EU の KDE についての分析

EUは、本レポートで推奨している17項目のKDEのうち、現在は13項目（77%）を要求しているが、改正された法令が発効すると2026年1月10日以降は、推奨KDE17項目すべて（100%）が要求されることになり、改善される。

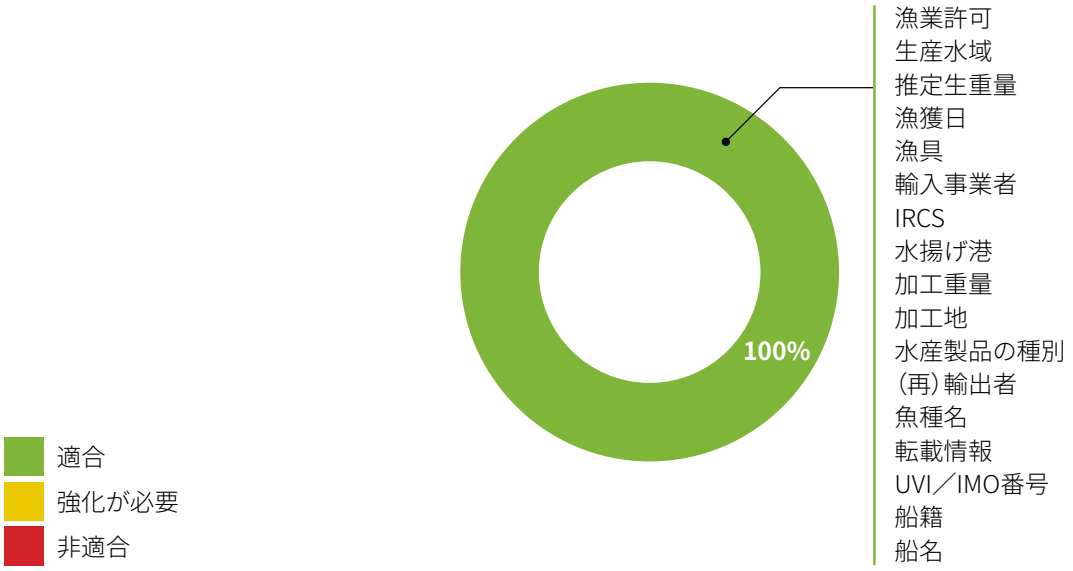

5.2 米国の KDE についての分析

米国は、本レポートで推奨している17項目のKDEのうち、現在は12項目（71%）を要求している[92]。3項目は、条件付きで、その情報が法的に必要な場合にのみ要求される「任意項目」にとどまっているか、提供が必須ではあるものの適用を強化する必要があるかのいずれかである。これら3項目を以下に示す。

- IMO番号：UVIがある場合にはUVIが必要。市場の競争条件を公平にするとともに、IUU漁業との闘いに不可欠なツールとしてSIMPの採用を拡大するためには、2017年のIMO決議に従ってIMO番号を必須要件とするべきである。
- 転載の情報：転載の場合には、船長の情報が不要である。
- 漁業許可：旗国が許可を発行した場合のみ必要。

米国のSIMPでは、以下に示す2項目のKDEは要求されていない。

- 推定生重量
- IRCS

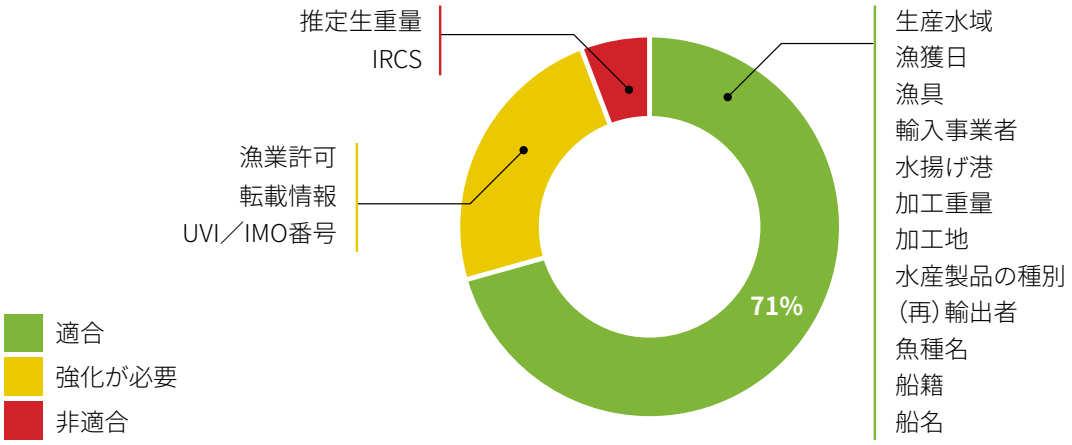

92 この分析のために次の資料も参考にした。Elizabeth Havice (June 2017), US Seafood Import Monitoring Program: Briefing and analysis for the Pacific Islands Forum Fisheries Agency.

5.3 日本の KDE についての分析

日本は、本レポートで推奨している17項目のKDEのうち、現在は12項目（71%）を要求している。4項目のKDEが条件付きにとどまっている、または提供が必須ではあるものの適用の強化が必要である。これら4項目を以下に示す。

- IMO番号：発行されている場合のみ、IMO番号またはロイド船級協会番号が必要。市場の競争条件を公平にするとともに、IUU漁業との闘いに不可欠なツールとしてSIMPの採用を拡大するためには、2017年のIMO決議に従ってIMO番号を必須要件とするべきである。
- IRCS：発行されている場合のみ、呼出符号が必要。
- 魚種名：日本では、ASFISコードではなく、製品のHSコードが必要。
- 漁具：漁業許可番号および許可された漁法の記載が必要だが、これは漁具の種類の特定を要求する米国ほど具体的ではない。

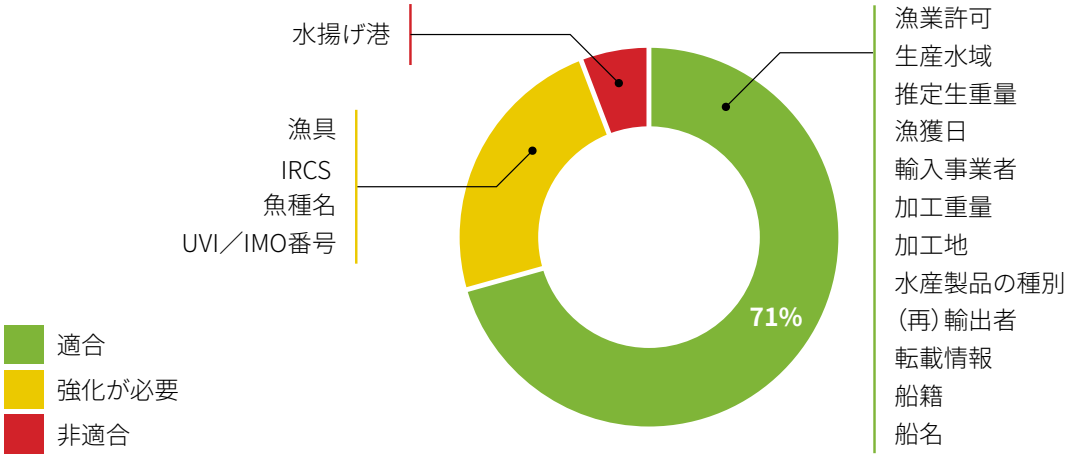

日本が要求していない1項目のKDEを以下に示す。

- 水揚げ港

さらに、日本には、「外国為替及び外国貿易法」により、かつお・まぐろ類およびマジェランアイナメに対する輸入管理制度がある。これは、基本的には、関連する3つのRFMOによる制度を自国制度に反映したものである[93]。この法律に基づくKDE要件に関する詳細な分析はないが、IUUフォーラムジャパンは、このKDE要件が日本の加盟しているRFMOの要件と基本的に合致していると認識している[94]。

93 日本は、ICCAT、CCAMLR、CCSBTの漁獲記録制度およびIOTCの統計証明制度に準拠する必要がある。これは、マジェランアイナメ、ミナミマグロ、タイセイヨウクロマグロ、メバチマグロの漁獲に関する情報を提供するということである。ICCATおよびCCSBTがその漁獲記録制度で要求するKDEは、47%がEU IUU連合の推奨KDEに合致している。CCAMLRが要求するKDEは、76%がEU IUU連合の推奨KDEに合致している。IOTCが統計証明書で要求するKDEは、41%がEU IUU連合の推奨KDEに合致している。詳細情報については下記も参照：EU IUU Fishing Coalition's Seafood traceability: Aligning RFMO catch documentation schemes to combat IUU fishing (2021).（参照先）：https://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2021/12/EU-IUU-Fishing-Coalition_Seafood-Traceability-Report_Dec-2021-1.pdf.（2024年7月17日アクセス）

94 EJF. (2024). Briefing to the Japanese Government on concerns over seafood products associated with illegal, unreported and unregulated fishing and human trafficking entering the Japanese market.（参照先）：https://ejfoundation.org/reports/briefing-to-the-japanese-government-on-concerns-over-seafood-products-associated-with-illegal-unreported-and-unregulated-fishing-and-human-trafficking-entering-the-japanese-market.（2024年7月9日アクセス）

5.4 韓国の KDE についての分析

2024年10月25日現在、韓国の漁獲記録制度は、20トンを超える漁船で漁獲したされた輸入3魚種のみが対象であるが、EU IUU連合が推奨している17項目のKDEすべてを要求している[95]。すなわち、韓国は、本レポートで示した17項目の推奨KDEに完全に適合する世界で最初の国である。2024年10月25日以前、韓国は、これら17項目のKDEのうち、5項目（30%）しか要求していなかった。他の5項目のKDEは、条件付きにとどまっているか、提供が必須ではあるものの適用を強化するべきものであり、6項目のKDEについては、まったく要求されていなかった[96]。

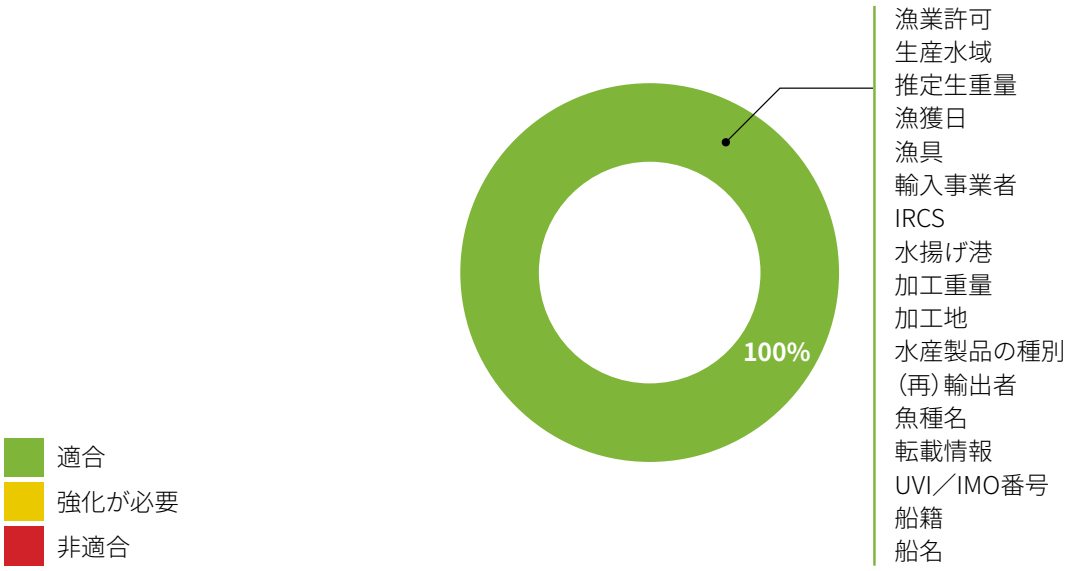

5.5 世界の KDE の整合性：EU、米国、日本、韓国

2020年に本レポートの初版が発表されてから現在までに、筆者たちはEUの漁獲証明制度の改善の過程を経験し、また、特に日本や韓国をはじめ、複数の国が自国の制度を新設または拡大するのを見てきた。これは、IUU漁業に由来するあらゆる水産物の輸入防止に不可欠なツールとして、輸入管理制度が重要であるという認識が広まっていることを示している。また、RFMOが漁獲記録制度を導入または改定するペースが遅いことに対して、いくらかの不満があるという意味でもあるだろう。他の市場国、特にオーストラリアでも、独自の制度の新設に向けて動き始めている[97]。

米国のSIMPは、漁獲記録制度の運用方法および責任の所在という点で、根本的にEU、日本、韓国の制度と異なっている（補足情報3）。しかしながら、求められているKDEについて各国間で整合性が一定以上存在することを踏まえると、米国が最低限必要としている要件は、EU、日本、韓国と類似しているということが分かる。たとえば、船名、船籍、輸出者または再輸出者の情報、輸入事業者の識別情報、水産製品の種別、魚種名、加工重量、漁獲日、生産水域、加工地、漁具の種類または漁法などの情報は、共通して求められている。

2026年1月以降、EU、日本、韓国の輸入管理制度で要求されるKDEは、一部に相違点が残るものの、大幅に整合性が高まるはずである。韓国の輸入3魚種に対する漁獲記録制度は、2024年10月の改定後、EUの漁獲証明制度と完全に（100%）整合している。日本と米国は、いずれも漁獲記録制度において要件を強化または新設するべき分野がある。1点目が「固有の船舶識別子（すなわちIMO番号）」についてである。両国とも現行の条件付き要件（保有または発行済みの場合のみ必要）を強化する必要がある。2点目が「IRCS」についてであり、日本は、この要件を任意から必須にするべきである。米国は、現状では要求していないため、追加するべきである。

95 Korea Ministry of Fisheries. (2024). Legislative note on the implementation rules of the Ocean Industrial Development Act.（情報の参照先［韓国語］）：https://www.mof.go.kr/doc/ko/selectDoc.do?docSeq=56351&pagecnt=10&searchDeptName=%EC%9B%90%EC%96%91%EC%82%B0%EC%97%85%EA%B3%BC&searchSelect=title&searchStartDate=&recordCountPerPage=&menuSeq=878&searchEndDate=&bbsSeq=36&searchValue=&currentPageNo=1.（2024年10月2日アクセス）

96 Environmental Justice Foundation (EJF). (2023). The broken barrier: how illegal fishing and human rights abuses in Korea's fisheries imports go undetected.（参照先）：https://ejfoundation.org/reports/the-broken-barrier-how-illegal-fishing-and-human-rights-abuses-in-koreas-fisheries-imports-go-undetected.（2024年5月1日アクセス）

97 IUU漁業に由来する水産物輸入防止対策を検討する、オーストラリアのレポート草案に関する詳細情報：https://haveyoursay.agriculture.gov.au/iuu-seafood-imports.（2024年10月2日アクセス）

補足情報 3：世界市場から見た米国の SIMP

米国のSIMPは、特定の高リスクの魚種およびそれらに由来する製品の輸入に関して、本質的には、報告および記録管理の手続きを定め[98]、輸入者に記録の責任を負わせるものである。事業者が提出した情報について、サプライチェーン上の指定された管轄機関が検証すること、あるいは事業者が実施した検証に誤りがないか確認することは求められていない。この方式は、根本的に、EU、日本、韓国の制度の考え方とは異なる。これらの国では、漁獲証明書の発行ならびにそこに記載された情報の確認については、旗国が中心的役割を果たすことになっている。

米国のSIMPでは、輸入者は、毎年更新が可能な「国際水産貿易に関する許可（IFTP）」を保持していればよいのに対して、EUでは、EU非加盟国がEU市場に新規参入するために漁獲証明書が必要となる場合には、漁獲証明書の確認業務を担う組織として、当該EU非加盟国の管轄機関を選び、これを欧州委員会が正式に承認しなければならない。また、EUの漁獲証明制度では、海路での輸入の場合は積み荷のEU到着72時間前に情報が要求されるが、SIMPでは、積み荷が米国に到着した時点で情報が要求される。

SIMP行動計画（補足情報2）で提案した変更が実現されれば、SIMPは、日本と韓国が手本として密接に追従しているEUの制度と、より高い整合性を備えるようになるだろう。SIMPの制度設計が、他の片務的制度とより高い整合性を持つようにできる主な変更点を以下に示す。

- 輸入時点に先立つデータ提出の義務付けにより、積極的な事前審査制度に移行する。
- 政府機関の関与拡大によって法執行を強化する。
- 協力国との自主的対話を開始し、漁獲データの共有および輸入水産物の検証方法を改善する。

98 Hosch, G. (2016), Trade Measures to Combat IUU Fishing: Comparative Analysis of Unilateral and Multilateral Approaches.

6. 提言

EU IUU連合は、今後数年のうちに、より多くの市場国がそれぞれ独自の片務的な水産物輸入管理制度を導入すると見込んでいる。トレーサビリティを改善するため、また、IUU漁業由来の水産物の市場流入を特定して阻止するためには、水産物輸入管理制度の導入が鍵となると考えている。しかしながら、強力な制度を策定するためには、特定の情報を収集しなければならない。本レポートでは、EU IUU連合があらゆる輸入管理制度に不可欠だと考える、17項目にわたる一連のKDEおよび5つの運用のベストプラクティスを提示する。EU IUU連合は、より具体的には以下を提言する。

運用

- 片務的輸入管理制度の対象を全魚種に拡大すること—世界で取引されている魚種の大部分は、IUU漁業に狙われるリスクが著しく高いか、乱獲されている。一部の魚種のみを制度の対象とし、他の魚種はIUU漁業や乱獲の被害を受けやすい状態のままにすれば、制度の対象となっている水産物のロンダリング、また、対象でない魚種であるかのような偽装表示などを誘発するインセンティブを生み出す。
- 電子システムの採用により、効率的でセキュリティの高いデータ処理を実現するとともに、データ交換および相互確認を容易にすること—紙ベースのシステムは、非効率であるとともに、迅速な処理や相互参照が困難であり、改ざんなどの不正行為のターゲットとなりやすい。たとえば、EU内では、悪徳事業者が、同じ漁獲証明書のコピーを使い回すことにより、元の漁獲証明書に記載された総量を超えて、EU各地の異なる地点で複数の水産物の積み荷を輸出または輸入することが可能であった[99、100]。
- 電子航海日誌（電子ログブック）、船舶監視システム（VMS）、自動船舶識別装置（AIS）、さらには洋上で使用可能な電子モニタリング（EM）[101]などのツールを活用し、独立した情報の監視と検証を実施すること。また、これにより、情報の正確性を確保し、検証の過程でIUU漁業の事例が特定された場合には、管轄機関が追加の行動を開始できるようにすること
- 輸入を拒否された積み荷に関する情報など、定期的かつ適時に情報交換できるよう改善を図ること—これにより、当局は、船舶の実質的所有者に重点を置きながら悪徳事業者の市場参入を制限できる。この一助となるのが、FAOの「違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）」の批准および施行である。

「誰が」

- すべての適格な船舶に、IMO番号の使用を義務付けること—IMO番号は、UVIとして業界の代表的基準である。
- IRCSの使用を義務付けること—これにより、船舶識別情報の照合が可能になる。これは、2隻の船舶が同じ名称である場合に特に有用である。
- 加工国内のサプライチェーン全体を通したトレーサビリティに加えて、政府機関同士（税関、港湾局、食品安全機関など）の協力を強化すること—これにより、特に国内サプライチェーンが複雑な場合に、輸入水産製品の重量を輸出水産製品の重量が上回っているといった違反行為が疑われる国レベルの異常を発見できる[102]。

「何を」

- 生重量および加工重量の情報をより正確に反映すること—これにより、漁獲報告と漁獲証明書の記録との間の矛盾が見つけやすくなる。

99 Clarke, S., Hosch, G., Sasama Consulting, FMO Consulting. Traceability, legal provenance & the EU IUU Regulation, 19 April 2013.

100 EU IUU Fishing Coalition (2016). Modernisation of the EU IUU Regulation Catch Certificate System.

101 電子モニタリング（EM）とは、船上にビデオカメラ、センサ、GPSを搭載し、電子的な操業状況の監視に利用することである。漁業の透明性向上に不可欠なツールであり、世界中の大規模漁業に変革をもたらすものである。詳細情報：https://www.nature.org/en-us/what-we-do/our-priorities/provide-food-and-water-sustainably/food-and-water-stories/fishing-for-better-data/.（2024年2月24日アクセス）

102 推奨プラクティスに関する詳細情報：Hosch, G. & Blaha, F. (2017). Seafood traceability for fisheries compliance: Country-level support for the effective implementation of catch documentation schemes. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper No. 619. Rome.

- IMO番号や船長の情報など、トレーサビリティおよび説明責任を促進するKDEを漁獲証明書に含めることによって、転載の規制を強化すること。

「どこで」

- 地域レベル（すなわち、各RFMOレベル）または世界レベルで、公海とEEZを明確に区別して生産水域をより詳細に特定することで、トレーサビリティを改善すること。
- 市場国がPSMA批准国でない市場国については、漁獲証明書に水揚げ港の情報を含めること―水揚げ港が、海上輸送から陸上のサプライチェーンに水産物が移行する地点であることを考慮すれば、これはトレーサビリティのための重要な情報である。
- 片務的輸入管理制度の対象となるすべての魚種について、漁業許可の情報提示を義務付けること―漁業許可には、操業期間、水域、魚種、上限漁獲量、漁具、発行機関に関する情報を含むべきである。この情報は、リスクの高い魚種に対する漁業活動が詳細に監視され規制されていることを確認するために不可欠である。

「どのように」

- 漁具および漁法の情報は、漁獲証明書の必須の情報要件とすること

  既存の制度の長所と短所を分析すると、要求される情報に類似点と相違点が認められる。KDEは、市場国間で整合が取れているべきである。これにより、悪徳事業者が悪用できる制度の抜け穴を除去し、業界に明確さを提供するとともに、情報交換、相互参照、貿易促進、相互運用性が得られる。

  これは、EU、米国、日本、韓国など、既存の片務的輸入管理制度がある主要市場国では特に重要である。独自の片務的輸入管理制度を現在策定中の主要市場国であるオーストラリアについては、資源保全、安全保障、経済に関する目的を達成するために必要なその他の要素だけでなく、本レポートの提言内容についても考慮することを推奨したい。

  なお、いかなる輸入管理制度であっても、その施行が成功できるかは、輸入時点での適切な管理の実施、さらには、それに伴う監視・管理・取締（MCS）などの支援体制の整備次第であることに注意する必要がある。輸入管理制度は、第一にはその名のとおり輸入に関するものであるが、海上でのIUU漁業の適切な規制には、違法な漁業活動を食い止めるための包括的なMCSが必要である。MCSのための手段としては、たとえば、リアルタイムで漁獲を当局に報告するための電子航海日誌、船舶の位置を知るためのVMS、AIS、さらには、人間の監視員、EMなどの活用が挙げられ、これらは漁獲証明書に示された情報の検証を行う上で有益である。このように、漁獲時点で収集された情報が正確かつ検証可能であることを確認し、輸入管理制度の遵守を確保するためには、これらMCSのための手段の活用を必須とすべきであり、実際にこれらは使用されるべきである。さらに、漁業水産業全体の透明性を向上することは、漁獲記録に示されたデータを輸入国の当局が検証するにあたって非常に有益である可能性がある。このように、水産物を輸入する市場国は、輸出国に対して、漁業のガバナンスおよび管理における透明性と説明責任を向上するよう促すべきである。この際、「漁業の透明性に関する世界憲章（Global Charter for Fisheries Transparency）」などに沿った方法にするのが有益であろう[103]。特に、漁船団の実質的所有者に関する情報を収集、監視して、最終的には公表することにより、各国は、違法な活動による利益を最終的に得ている者の責任を追及することが可能になる。旗国が、自国船籍の漁船団の実質的所有者に関するデータを収集し、市場国と共有すれば、当局が悪徳事業者、特に常習的違反者の市場参入を制限できるようになるだろう。

103「漁業の透明性に関する世界憲章（Global Charter for Fisheries Transparency）」に関する詳細情報：https://fisheriestransparency.net/.（2024年7月11日アクセス）

附属書

EU の漁獲証明制度の対象外となっている水産物の一覧

稚魚や幼生の養殖によって得られる水産物
肝臓、魚卵、舌肉、頬肉、頭部、（エイ等の）ひれ
生きた状態の観賞魚
淡水で捕獲され、生きた状態のます類（*Salmo trutta*、*Oncorhynchus mykiss*、*Oncorhynchus clarki*、*Oncorhynchus aguabonita*、*Oncorhynchus gilae*、*Oncorhynchus apache*および*Oncorhynchus chrysogaster*）
淡水で捕獲され、生きた状態のウナギ属（Anguilla spp.）
生きた状態のコイ
淡水で捕獲され、生きた状態のタイヘイヨウサケ属（*Oncorhynchus nerka*、*Oncorhynchus gorbuscha*、*Oncorhynchus keta*、*Oncorhynchus tschawytscha*、*Oncorhynchus kisutch*、*Oncorhynchus masou*および*Oncorhynchus rhodurus*）、タイセイヨウサケ（*Salmo salar*）およびドナウイトウ（*Hucho hucho*）
その他の生きた状態の淡水魚
淡水で捕獲されたます類（*Salmo trutta*、*Oncorhynchus mykiss*、*Oncorhynchus clarki*、*Oncorhynchus aguabonita*、*Oncorhynchus gilae*、*Oncorhynchus apache*および*Oncorhynchus chrysogaster*）の鮮魚または冷蔵品（ただし、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたタイヘイヨウサケ属（*Oncorhynchus nerka*、*Oncorhynchus gorbuscha*、*Oncorhynchus keta*、*Oncorhynchus tschawytscha*、*Oncorhynchus kisutch*、*Oncorhynchus masou*および*Oncorhynchus rhodurus*）、タイセイヨウサケ（*Salmo salar*）およびドナウイトウ（*Hucho hucho*）の鮮魚または冷蔵品（ただし、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたその他のサケ科の鮮魚または冷蔵品（ただし、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたウナギ属（Anguilla spp.）の鮮魚または冷蔵品（ただし、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
コイの鮮魚または冷蔵品（ただし、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
ティラピア（Oreochromis spp.）の鮮魚または冷蔵品（ただし、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
その他の淡水魚の鮮魚または冷蔵品（ただし、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたベニザケ（*Oncorhynchus nerka*）の冷凍品（ただし、肝臓および魚卵、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたその他のタイヘイヨウサケ属（*Oncorhynchus gorbuscha*、*Oncorhynchus keta*、*Oncorhynchus tschawytscha*、*Oncorhynchus kisutch*、*Oncorhynchus masou*および*Oncorhynchus rhodurus*）の冷凍品（ただし、肝臓および魚卵、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたます類（*Salmo trutta*、*Oncorhynchus mykiss*、*Oncorhynchus clarki*、*Oncorhynchus aguabonita*、*Oncorhynchus gilae*、*Oncorhynchus apache*および*Oncorhynchus chrysogaster*）の冷凍品（ただし、肝臓および魚卵、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたタイセイヨウサケ（*Salmo salar*）およびドナウイトウ（*Hucho hucho*）の冷凍品（ただし、肝臓および魚卵、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたその他のサケ科の冷凍品（ただし、肝臓および魚卵、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
淡水で捕獲されたウナギ属（Anguilla spp.）の冷凍品（ただし、HSコードの上4桁が0304であるフィレなどの魚肉を除く）
コイの冷凍品（ただし、HSコードの上4桁が0304である魚のフィレおよびその他の魚肉を除く）
その他の淡水魚の冷凍品（ただし、HSコードの上4桁が0304である魚のフィレおよびその他の魚肉を除く）

ナイルパーチ（*Lates niloticus*）の生または冷蔵のフィレ
バサ（Pangasius spp.）の生または冷蔵のフィレ
淡水で捕獲されたタイヘイヨウサケ属（*Oncorhynchus nerka*、*Oncorhynchus gorbuscha*、*Oncorhynchus keta*、*Oncorhynchus tschawytscha*、*Oncorhynchus kisutch*、*Oncorhynchus masou*および*Oncorhynchus rhodurus*）、タイセイヨウサケ（Salmo salar）およびドナウイトウ（*Hucho hucho*）の生または冷蔵のフィレ
淡水で捕獲された*Oncorhynchus mykiss*の生または冷蔵のフィレ、1枚400gを超えるもの
淡水で捕獲されたます類（*Salmo trutta*、*Oncorhynchus mykiss*［400g以下］、*Oncorhynchus clarki*、*Oncorhynchus aguabonita*および*Oncorhynchus gilae*）の生または冷蔵のフィレ
その他の淡水魚の生または冷蔵のフィレ
淡水魚の生または冷蔵のその他の魚肉（すり身にされているかを問わない）
ナイルパーチ（*Lates niloticus*）の冷凍のフィレ
バサ（Pangasius spp.）の冷凍のフィレ
ティラピア（Oreochromis spp.）の冷凍のフィレ
淡水で捕獲されたタイヘイヨウサケ属（*Oncorhynchus nerka*、*Oncorhynchus gorbuscha*、*Oncorhynchus keta*、*Oncorhynchus tschawytscha*、*Oncorhynchus kisutch*、*Oncorhynchus masou*および*Oncorhynchus rhodurus*）、タイセイヨウサケ（*Salmo salar*）およびドナウイトウ（*Hucho hucho*）の冷凍のフィレ
淡水で捕獲された*Oncorhynchus mykiss*の冷凍のフィレ、1枚400gを超えるもの
淡水で捕獲されたます類（*Salmo trutta*、*Oncorhynchus mykiss*［400g以下］、*Oncorhynchus clarki*、*Oncorhynchus aguabonita*および*Oncorhynchus gilae*）の冷凍のフィレ
その他の淡水魚の冷凍のフィレ
淡水魚の冷凍のその他の魚肉（すり身にされているかを問わない）
食用の魚粉、ミールおよびペレット
淡水で捕獲されたタイヘイヨウサケ属（*Oncorhynchus nerka*、*Oncorhynchus gorbuscha*、*Oncorhynchus keta*、*Oncorhynchus tschawytscha*、*Oncorhynchus kisutch*、*Oncorhynchus masou*および*Oncorhynchus rhodurus*）、タイセイヨウサケ（*Salmo salar*）およびドナウイトウ（*Hucho hucho*）のフィレの塩漬けまたは塩水漬け
その他の淡水魚のフィレの燻製されていない干物、塩漬けまたは塩水漬け
淡水で捕獲されたタイヘイヨウサケ属（*Oncorhynchus nerka*、*Oncorhynchus gorbuscha*、*Oncorhynchus keta*、*Oncorhynchus tschawytscha*、*Oncorhynchus kisutch*、*Oncorhynchus masou*および*Oncorhynchus rhodurus*）、タイセイヨウサケ（*Salmo salar*）およびドナウイトウ（*Hucho hucho*）のフィレなどの燻製
淡水で捕獲されたます類（Salmo trutta、Oncorhynchus mykiss、Oncorhynchus clarki、Oncorhynchus aguabonita、Oncorhynchus gilae、Oncorhynchus apacheおよびOncorhynchus chrysogaster）のフィレなどの燻製
淡水で捕獲されたウナギ属（Anguilla spp.）のフィレなどの燻製
その他の淡水魚のフィレなどの燻製
その他の淡水魚の干物（塩干しかどうかを問わない）のうち、燻製でないもの
淡水で捕獲されたタイヘイヨウサケ属（*Oncorhynchus nerka*、*Oncorhynchus gorbuscha*、*Oncorhynchus keta*、*Oncorhynchus tschawytscha*、*Oncorhynchus kisutch*、*Oncorhynchus masou*および*Oncorhynchus rhodurus*）、タイセイヨウサケ（*Salmo salar*）およびドナウイトウ（*Hucho hucho*）の塩水漬けまたは塩漬けのうち、干物または燻製でないもの
その他の淡水魚の塩水漬けまたは塩漬けのうち、干物または燻製でないもの
淡水産ザリガニの冷凍品
食用の甲殻類の粉末、ミールおよびペレットの冷凍品
観賞用イセエビ科（ヨーロッパイセエビ属［Palinurus spp.］、イセエビ属［Panulirus spp.］、ミナミイセエビ属［Jasus spp.］）
生きた状態の観賞用ロブスター（ロブスター属［Homarus spp.］）

生きた状態の観賞用タラバエビ科（Pandalidae）
生きた状態の観賞用エビシャコ属（Crangon属）
生きた状態の観賞用のその他のエビ
生きた状態の観賞用カニ
淡水産ザリガニで、生きた状態または生、冷蔵、干物、塩漬けまたは塩水漬け、殻付き、蒸したもの、ゆでたもの（蒸したものとゆでたものについては、冷蔵、干物、塩漬けまたは塩水漬けであるかどうかを問わない）
生きた状態の観賞用ヨーロッパアカザエビ（*Nephrops norvegicus*）
生きた状態の観賞用のその他の甲殻類
食用の甲殻類の粉末、ミールおよびペレットのうち冷凍されていないもの
カキ（殻付きかどうかを問わない）で、生きた状態または生、冷蔵、冷凍、干物、塩漬け、塩水漬けのもの
イタヤガイ科イタヤガイ属（Pecten属）、カミオニシキ属（Chlamys属）ならびにPlacopecten属の貝類およびセイヨウイタヤのうち、生きた状態、生または冷蔵のもの
イタヤガイ科イタヤガイ属（Pecten属）、カミオニシキ属（Chlamys属）ならびにPlacopecten属の貝類およびセイヨウイタヤのうち、生きた状態、生または冷蔵に該当しないもの
イガイ属（Mytilus spp.）およびミドリイガイ属（Perna spp.）のうち、生きた状態、生または冷蔵のもの
イガイ属（Mytilus spp.）およびミドリイガイ属（Perna spp.）のうち、生きた状態、生または冷蔵に該当しないもの
観賞用のコウイカ（ヨーロッパコウイカ［*Sepia officinalis*］、ヨーロッパボウズイカ［*Rossia macrosoma*］、ダンゴイカ属［Sepiola spp.］）およびツツイカ目（アカイカ属［Ommastrephes spp.］、Loligo spp.、ニュージーランドスルメイカ属［Nototodarus spp.］、アオリイカ属［Sepioteuthis spp.］）
観賞用のタコ（マダコ属［Octopus spp.］）
腹足綱（ただし、海棲巻貝を除く）のうち、生きた状態、生、冷蔵、冷凍、干物、塩漬けまたは塩水漬けのもの
その他の水生無脊椎動物（甲殻類およびHSコード0307 10 10から0307 60 00までに指定または分類される軟体動物を除く）（マツイカ属［Illex spp.］、トラフコウイカ［*Sepia pharaonis*］およびソデボラ属［Strombus］を除く）のうち、観賞用以外で生きた状態、生または冷蔵のもの
ガリアハマグリおよびその他のマルスダレガイ科［Veneridae］の冷凍品
ビゼンクラゲ属（Rhopilema spp.）の冷凍品
その他の水生無脊椎動物（甲殻類、HSコード0307 10 10から0307 60 00までおよび0307 99 11から0307 99 15までに指定または分類される軟体動物を除く）また、これらの加工品（食用の粉末、ミール、ペレットの冷凍品を含む）（ただしトラフコウイカ［*Sepia pharaonis*］およびソデボラ属［Strombus属］の海棲巻貝は含まない）
その他の水生無脊椎動物（甲殻類およびHSコード0307 10 10から0307 60 00までに指定または分類される軟体動物を除く）の加工品（食用の粉末、ミール、ペレットを乾燥、塩漬けまたは塩水漬けにしたものを含む）（ただしマツイカ属［Illex属］、トラフコウイカ［*Sepia pharaonis*］およびソデボラ属［Strombus属］の海棲巻貝は含まない）
英語で「salmon」と呼称される魚種を**淡水で捕獲**し、丸ごとまたは切り身（すり身は含まない）にしたうえで調理または保存加工したもの
サケ科（Salmonidae）のうち、英語で「salmon」と呼称されない魚種を**淡水で捕獲**し、丸ごとまたは切り身（すり身は含まない）にしたうえで調理または保存加工したもの
英語で「salmon」と呼称される魚種を**淡水で捕獲**し、丸ごとまたは切り身（すり身は含まない）以外の状態で調理または保存加工したもの
サケ科（Salmonidae）のうち、英語で「salmon」と呼称されない魚種を**淡水で捕獲**し、丸ごとまたは切り身（すり身は含まない）以外の状態で調理または保存加工したもの
淡水魚のフィレに、生の状態で衣またはパン粉をまぶしただけのものの冷凍品（冷凍前に油で下揚げしてあるかどうかは問わない）
キャビアの代用品
淡水産ザリガニを、調理または保存加工したもの
その他の軟体動物など、その他の水生無脊椎動物を、調理または保存加工したもの

The Environmental Justice Foundation, Oceana, The Nature Conservancy, The Pew Charitable Trusts and WWF are working together to promote, align and strengthen traceability systems in key seafood markets in order to end illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing.

For further information about this report, please contact:

Thomas Walsh, EU IUU Fishing Coalition, Tel: +44 (0) 781 763 5647, tom.walsh@iuuwatch.eu
Amélie Giardini, Environmental Justice Foundation, Tel: +44 (0) 207 239 3310, amelie.giardini@ejfoundation.org
Vanya Vulperhorst, Oceana, Tel: +32 479 927 029, vvulperhorst@oceana.org
Grace Howe, The Nature Conservancy, Tel: +44 (0) 755 371 3652, grace.howe@tnc.org
Nikolas Evangelides, The Pew Charitable Trusts, Tel: +44 207 535 4232, nevangelides@pewtrusts.org
Antonia Leroy, WWF, Tel: +32 485 692 085, aleroy@wwf.eu

For more news, updates and documents supporting the EU to end IUU fishing, visit: **www.iuuwatch.eu**

本報告書の日本語版は、IUUフォーラムジャパンがEU IUU 連合の承諾を得て翻訳をしたものです。

英語版が唯一の原本であり、万が一、英語版と日本語版との間で内容の不一致がある場合、また、日本語版に誤字脱字、誤訳等が存在する場合、これらはEU IUU連合の見解を反映したものではありません。あくまで英語版の内容が優先されるものとします。

日本語でのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
IUUフォーラムジャパン：info@iuuwatch.jp
WWFジャパン：fish@wwf.or.jp
シーフードレガシー：yukiko.kuwata@seafoodlegacy.com